

令和7年9月

奥州市文化財保存活用地域計画
(素案)

奥州市

奥州市文化財保存活用地域計画（素案） 目次

序 章 背景と目的

1 計画作成の背景と目的	1
2 計画期間及び進捗管理	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の対象	3

第1章 奥州市の概要

1 自然・地理的環境	5
2 社会的状況	7
3 歴史的背景	15

第2章 文化財の概要と特徴

1 指定等文化財	21
2 未指定文化財	26
3 関連する制度	27
4 文化財類型ごとの概要	29

第3章 歴史文化の特性

1 奥州市の歴史文化の特性	34
2 奥州市のまちづくりと歴史文化の関係	37

第4章 文化財の保存・活用に関する目標

1 目指すべき将来像	39
2 保存・活用の方向性	39
方向性1 奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究	
方向性2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存	
方向性3 多様な担い手による文化財の活用	
方向性4 文化財の情報資源化とネットワークの構築	

第5章 文化財に関する既往の把握調査

1 既往調査の概要	41
2 文化財パトロール	41
3 把握調査の課題	41

第6章	文化財の保存・活用に関する課題・方針	
1	課題と方針の考え方	43
2	課題と方針	44
第7章	文化財の保存・活用に関する措置	
1	措置の考え方	48
2	措置	49
第8章	文化財の保存・活用の体制	
1	推進体制	61
2	奥州市の体制	63
3	文化財の防災・防犯	66
4	文化財保存活用支援団体制度の活用	67
別添資料	文化財リスト（指定等文化財） 調査報告書等リスト	

序 章 背景と目的

1 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

岩手県奥州市は、平成 18 年（2006）に水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の 5 市町村が合併し誕生しました。市の総面積は 993.30 km²、人口は約 108,000 人です（令和 8 年（2026）3 月 31 日現在）。市の中央には北上川が流れており、川を境に西部は奥羽山脈とそれに連なる胆沢扇状地、東部は北上高地、中央部は北上川の沖積平野です。これらの自然環境を基盤に、原始から現代まで多様な歴史文化が育まれてきました。そして、歴史文化を表す多くの文化財が市内で保存伝承されており、文化財保護法（以下、「法」という。）及び岩手県文化財保護条例・奥州市文化財保護条例で指定されている文化財の総数は、国指定文化財 18 件、県指定文化財 51 件、市指定文化財 226 件、国登録有形文化財 18 件、埋蔵文化財包蔵地 1,121 箇所となっています。

市内を代表する文化財として、国史跡では「大清水上遺跡」・「角塚古墳」・「胆沢城跡」・「柳之御所・平泉遺跡群（白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡）」・「高野長英旧宅」が存在します。有形文化財は、建造物の「正法寺（本堂・庫裏ほか）」・「旧後藤家住宅」・「旧高橋家住宅」が重要文化財に指定されています。また、美術工芸品は、彫刻として黒石寺所蔵の「木造薬師如来坐像」や浅井智福愛宕神社所蔵の「木造兜跋毘沙門天立像」、古文書として「留守家文書」、歴史資料として「高野長英関係資料」が重要文化財に指定されています。重要無形民俗文化財の「鬼剣舞（朴ノ木沢念仏剣舞・川西大念仏剣舞）」は、ユネスコ無形文化遺産に登録されています。

これらの文化財をはじめとした様々な文化財を取り巻く環境は、近年の人口減少などの社会変動による後継者の不足によって、大きく変化しています。特に、無形民俗文化財は後継者不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって多大な影響を受け、継承に困難をきたしています。有形文化財は、未指定文化財を中心に保管場所の空き家化や取り壊し、あるいは後継者の不在によって滅失の危機が迫っており、これらの社会変動への対応が必要です。

指定文化財も含め、様々な困難に直面している文化財を保存する拠点は、博物館・記念館などの文化財施設となります。しかし、これらの施設には、開館から 50 年以上が経過している施設もあり、文化財を安定的に保存する環境を整える必要があります。合わせて、施設を中核にした文化財に関する諸課題へ長期的に対処できる体制の構築が求められています。

(2) 計画作成の目的

平成 30 年（2018）に法が改正され、第 183 条の 3 において「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化されました。この計画では、地域の歴史や文化に沿って多様な文化財を俯瞰し、

総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特性を生かした地域振興を図るとともに、確実な文化財の継承に繋がります。計画は、文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランを担います。また、計画の作成により、行政・関係機関・研究機関・地域・所有者が、地域総がかりで文化財等を保存・活用するための体制構築を図ることが期待されます。

今後、奥州市の歴史文化を特徴づける文化財を後世に伝えるためには、従来の文化財保護行政と文化財所有者が文化財の保存・活用を進めるという体制のみならず、様々な担い手が文化財の保存活用に参加する体制の構築が必要不可欠になります。そのため、中長期的な方向性を定め、地域住民や研究機関などの多様な担い手との協働によって文化財の保存・活用を進めるべく、「奥州市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を作成し、様々な取り組みを実施していくこととしました。

2 計画期間及び進捗管理

(1) 計画期間

本計画の期間は、次期「奥州市総合計画」（令和9年度～）及び次期「奥州市教育振興基本計画」（令和9年度～）の改定に合わせ、令和9年（2026）度～令和18年（2036）度の10年間とします。期間は、前期（1年目～5年目）・後期（6年目～10年目）に分けて計画します。



本計画の計画期間

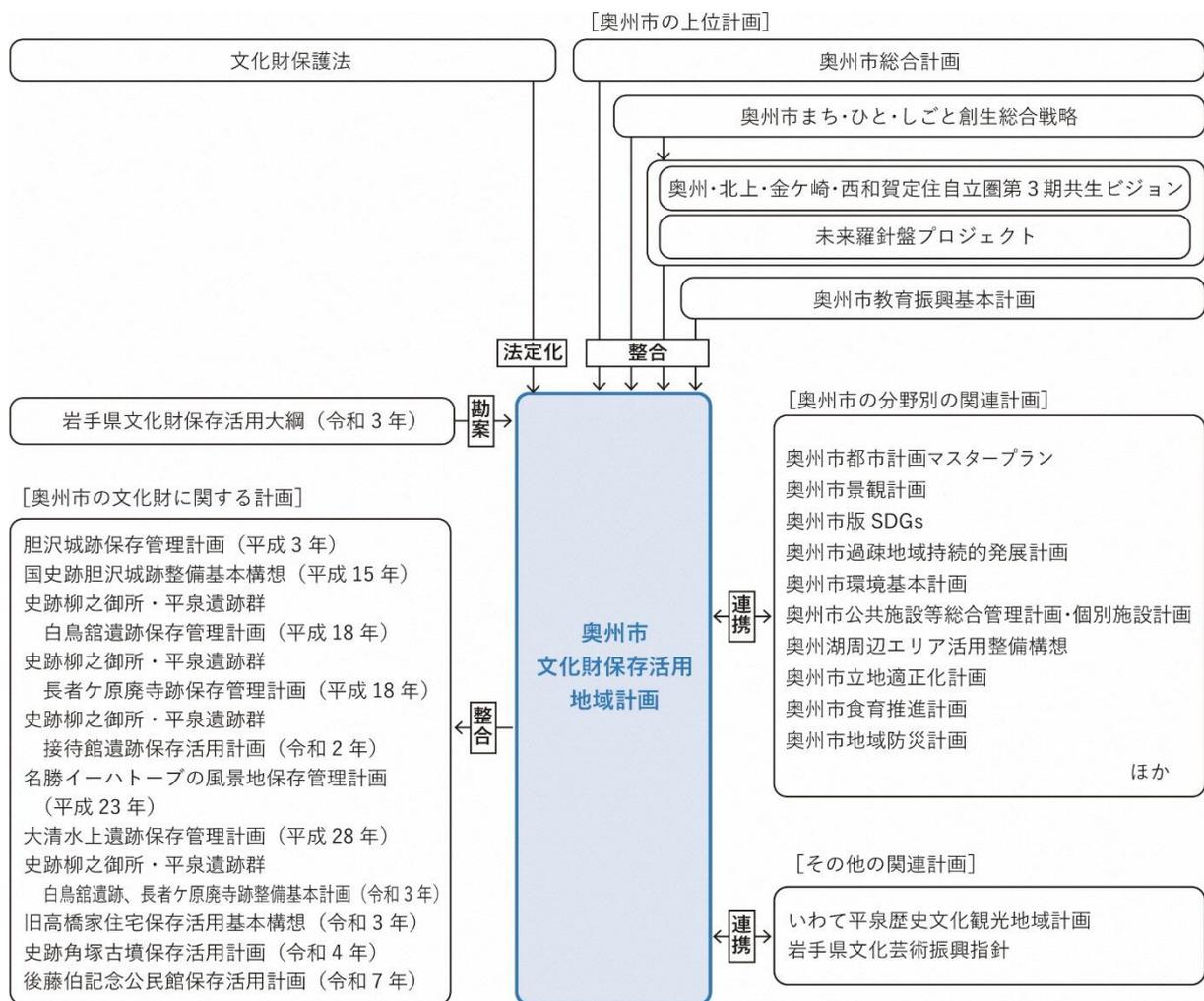
(2) 進捗管理

本計画に記載した取り組みの進捗管理及び点検・評価は、奥州市文化財保護審議会において行います。審議会での点検・評価及び事業進展等による状況変化が生じた場合には、適宜計画内容の見直しを行います。

なお、見直しの結果、「計画期間の変更」、「市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う場合には、法第183条の4に基づき、文化庁長官に本計画の変更認定を受けるものとします。これ以外の軽微な変更を行った場合は、変更の内容について岩手県及び文化庁へ情報提供します。

3 計画の位置付け

本計画は、法第 183 条の 3 に基づき、奥州市における文化財保護行政の総合的な計画として作成するものです。計画の作成にあたっては、「岩手県文化財保存活用大綱」の内容を勘案した上で、市の最上位計画である「奥州市総合計画」及び教育行政の上位計画である「奥州市教育振興基本計画」などと整合を図りました。また、個別の文化財に関する保存活用計画等についても、本計画と整合を図っています。合わせて、県・市の関連計画との連携・整合についても、留意しました。



本計画の位置付け

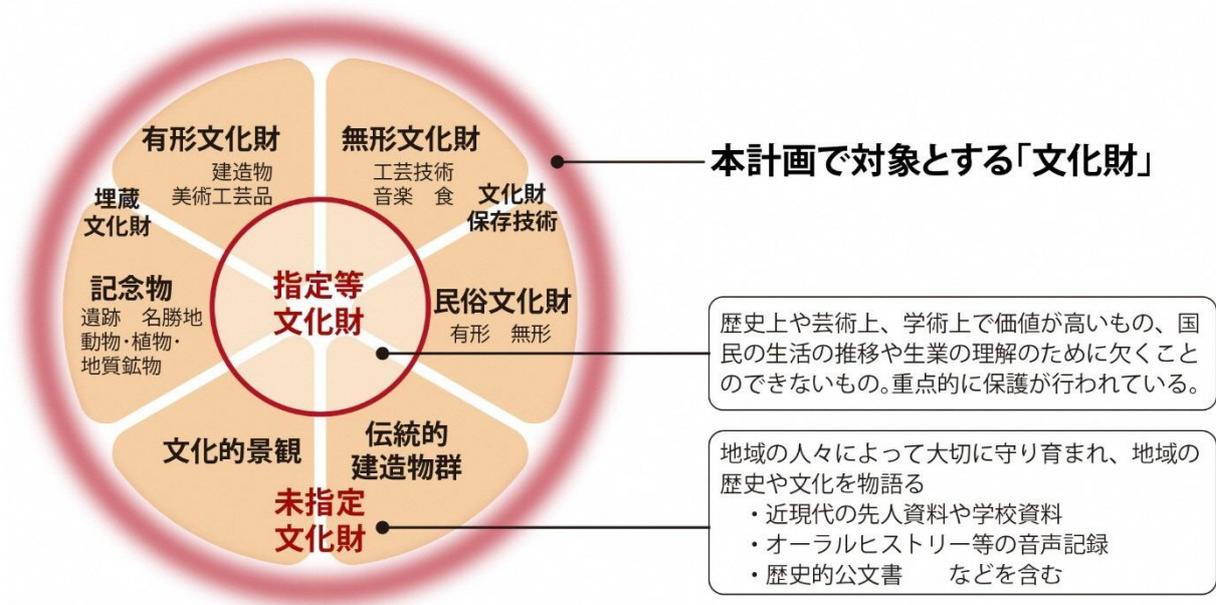
4 計画の対象

本計画で対象とする「文化財」の定義は、以下のとおりとします。

「文化財」とは、法第2条に規定されている有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6類型に加え、法で保護対象となっている埋蔵文化財や文化財の保存技術を指します。

これら「文化財」のうち、歴史上や芸術上、学術上で価値が高いもの、国民の生活の推移や生業の理解のため欠くことのできないものは指定等文化財として重点的に保護が行われています。

一方で、市内には指定等文化財だけでなく、地域の人々によって大切に守り育まれ、地域の歴史や文化を物語る未指定の文化財が数多く所在しています。本計画では、近現代の先人資料や学校資料、オーラルヒストリー等の音声記録、歴史的公文書などの比較的新しい時代の文化財も法で規定されている6類型のいずれかに位置付け、指定の有無に関わらず「文化財」として対象とします。



文化財の定義

先人資料とは

現在の奥州市域出身あるいは奥州市域で暮らしていた、政治・芸術・学術・地域振興などに功績のあった人物に関する日記や書簡、揮毫、歴史的公文書、音声記録などの文化財の総称で、特に19世紀以降の資料を指します。存命者の資料は含まれません。

第1章 奥州市の概要

1 自然・地理的環境

(1) 位置・面積

奥州市は、岩手県の内陸南部に位置し、東は遠野市・住田町、西は秋田県東成瀬村、北は花巻市・北上市・金ヶ崎町、南は一関市・平泉町に接しています。総面積は、993.30 km²で、南北約37 km、東西約57 kmあります。



奥州市の位置図

(2) 地域区分及び地区区分

本計画では、令和8年(2026)3月時点での市の地域・地区区分を準用します。

地域区分としては、「水沢地域」・「江刺地域」・「前沢地域」・「胆沢地域」・「衣川地域」の5地域があります。この5地域は、平成18年(2006)に奥州市に合併した2市2町1村の旧自治体の区域を範囲としています。

5地域の区分の下位には、地区区分が存在します。地区区分には、30地区が存在し、一部を除いて戦後に行われた昭和の合併前の町・村を範囲としています。



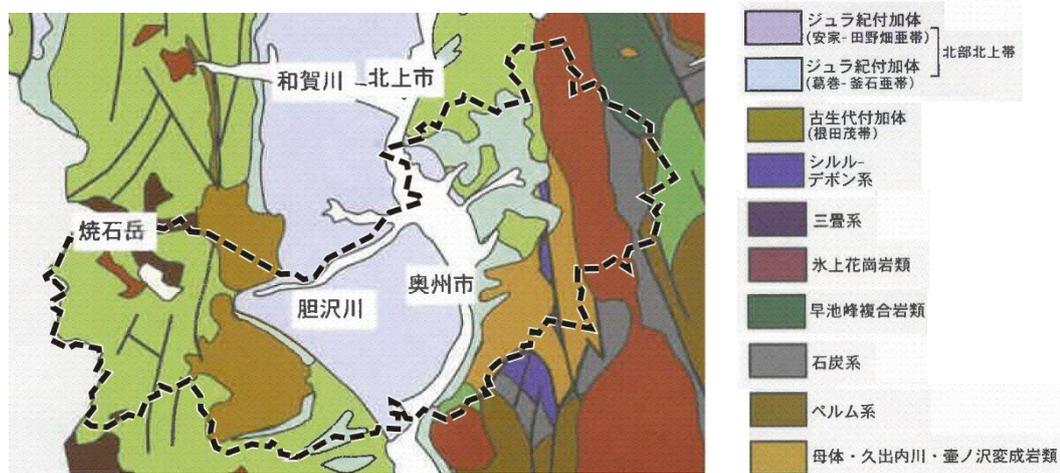
市内の地域・地区

(3) 地質・地形

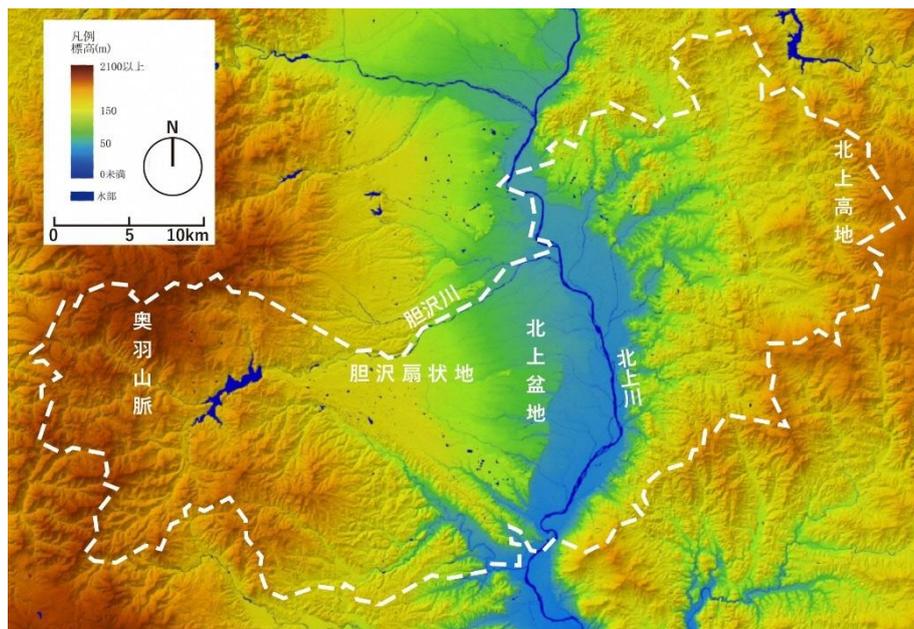
奥州市は、東に北上高地、西に奥羽山脈が位置しています。北上高地・奥羽山脈の間には北上盆地が広がり、南北に北上川が流れています。奥羽山脈からは、北上川に向かって胆沢川が流れ、流域には胆沢扇状地が広がっています。

北上高地は、1億2500万年前～1億2000万年前の地殻変動によって地殻が隆起し、原型が形成されました。この地殻変動により、古生代から中生代の地層が押し上げられ、そこに花崗岩質のマグマが入り込み、様々な鉱床や変成岩が形成されました。

奥羽山脈は、新生代の第四期更新世の地殻変動で大きく隆起しました。この地殻変動により、北上高地との間に北上盆地が形成されます。また、奥羽山脈は凝灰岩や安山岩などの脆い岩石で成り立っており、それらの岩石が胆沢川によって運ばれて堆積し、胆沢扇状地を形成しました。



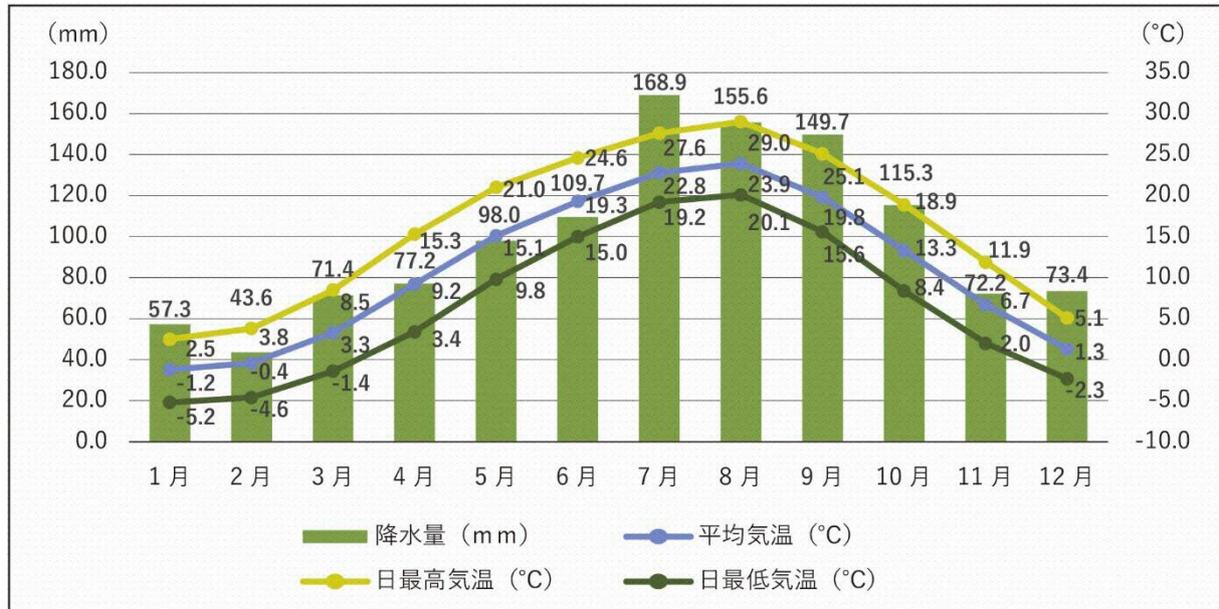
奥州市の地質(岩手県立博物館「岩手県地質図」を基に作成)



奥州市の地形(国土地理院電子地図国土 Web を基に作成)

(4) 気候

奥州市は、東西が広いいため、気温や降水量は東西で差があります。市の西部は、日本海側の影響を受け、降水量・積雪量が多くなっています。市中央部から北上高地にかけては、内陸性気候、盆地性気候に属し、年間の気温差が大きいです。



年間の降水量・気温

(1991-2020 年平均値、観測点：江刺、気象庁観測データ)

2 社会的状況

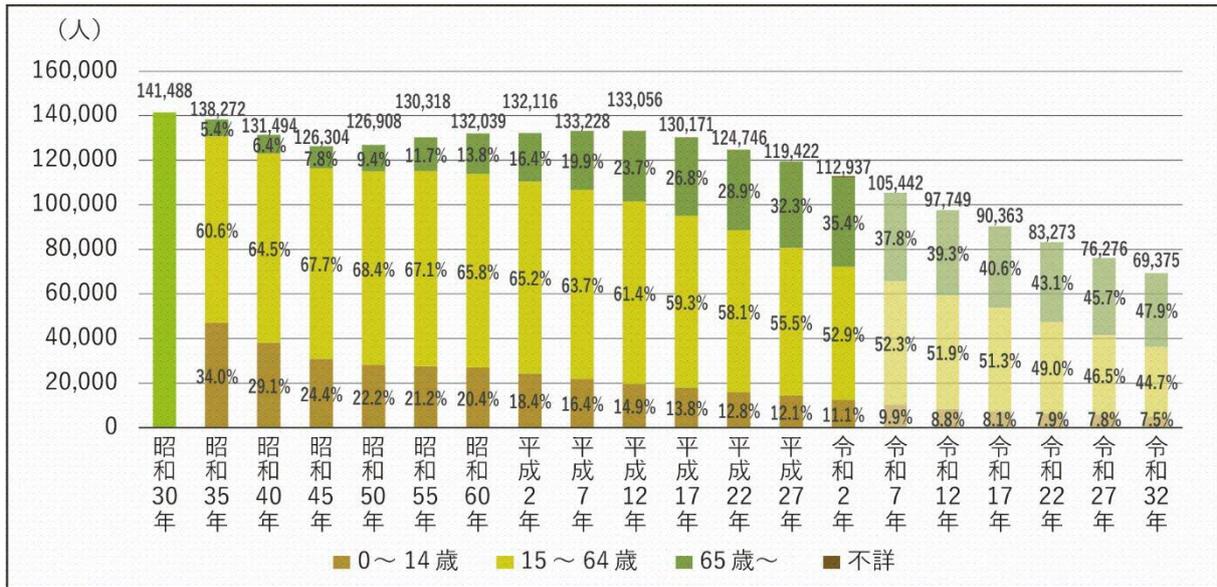
(1) 人口の推移

奥州市の人口は、令和8年(2026)3月31日現在、約108,000人です。

人口推移をみると、奥州市(合併前は旧自治体人口の合算)の人口は、昭和30年(1955)の141,488人が最大でした。その後は減少傾向となり、昭和50年(1975)に微増へ転じました。しかし、平成12年(2000)には再び減少に転じ、合併直前の平成17年(2005)には130,171人、令和2年には112,937人と急激な人口減少が続いています。

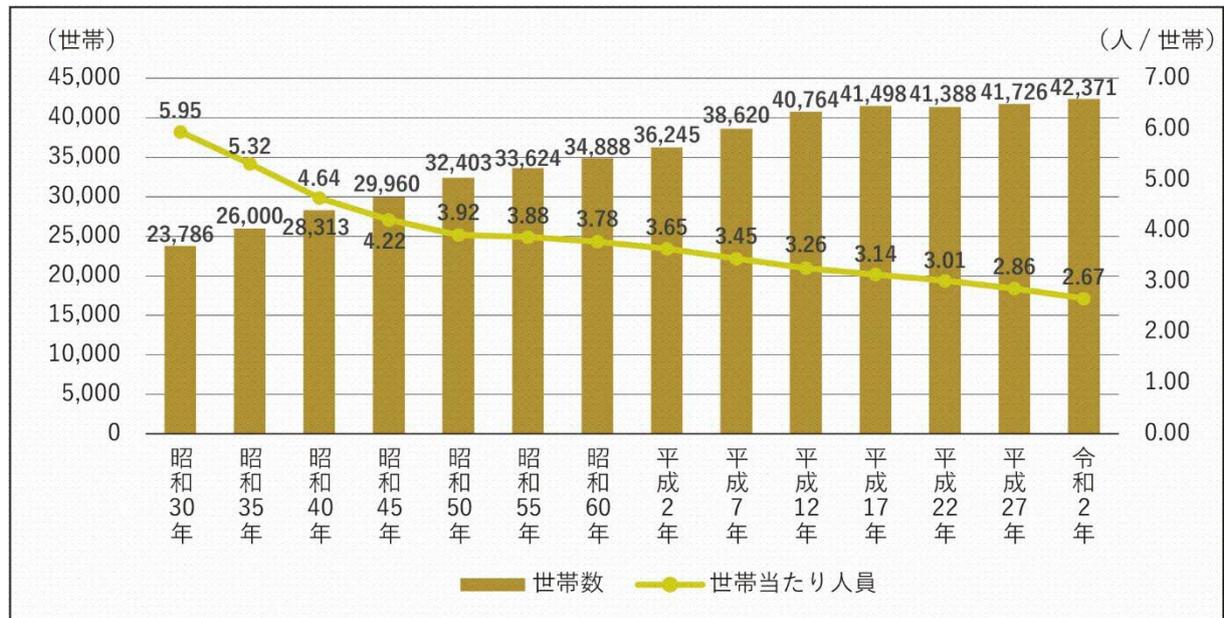
世帯数は、昭和30年(1955)に23,786世帯でしたが、微増傾向が続き、令和2年(2020)に42,371世帯です。また、人口の3区分別構成割合は令和2年(2020)時点で15~64歳が53.2%、65歳以上が35.6%、15歳未満が11.1%となっており、人口に占める65歳以上の割合が多くなってきています。

国立社会保障・人口問題研究所による令和5年(2023)の人口推計では、奥州市は令和12年(2030)に人口が97,749人となって10万人を割り込み、令和22年(2040)には83,273人、令和32年(2050)には69,375人になると予測されています。



人口の推移と将来推計

(～令和2年:国勢調査、令和7年～:国立社会保障・人口問題研究所、令和5年推計)



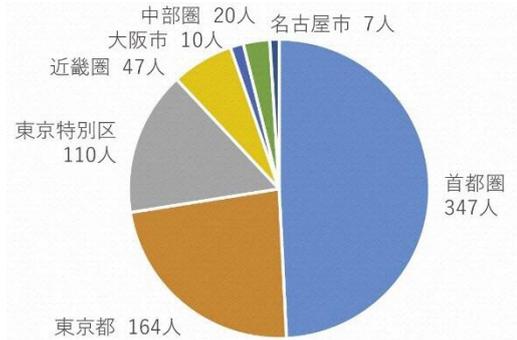
世帯数の推移(国勢調査)

(2) 関係人口

関係人口とは、特定地域と継続的かつ多様に関わり、地域課題の解決に資する人などの人口を指します。国土交通省「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」が令和2年(2020)に公表した実態把握調査の資料では、三大都市圏居住者において、約861万人(18.4%)が関係人口として、日常生活圏、通勤圏等以外の特定の地域を訪問しているというデータが公表されています。岩手県の関係人口について三大都市圏別にみると、首都圏が

347人、中部圏が20人、近畿圏が47人となっており、首都圏の関係人口が多くなっています。

奥州市では、奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略において交流人口・関係人口の拡大が挙げられています。



、「口
「地域との関わりについてのアンケート」
(国土交通省、令和2年)により作成

(3) 空き家件数の推移

令和6年度(2024)の調査による市内の空き家件数は3,715件で、令和3年度(2021)から123.8%増加しています。空き家になった原因は、居住者の死亡または施設入所によるものが圧倒的に多い状況です。

地域	H27	H30	R3	R6	増減 (R6/R3)
水沢	979	1,092	1,236	1,458	118.0%
江刺	774	968	1,116	1,384	124.0%
前沢	222	269	316	421	133.2%
胆沢	172	204	251	327	130.3%
衣川	45	70	81	125	154.3%
合計	2,192	2,603	3,000	3,715	123.8%

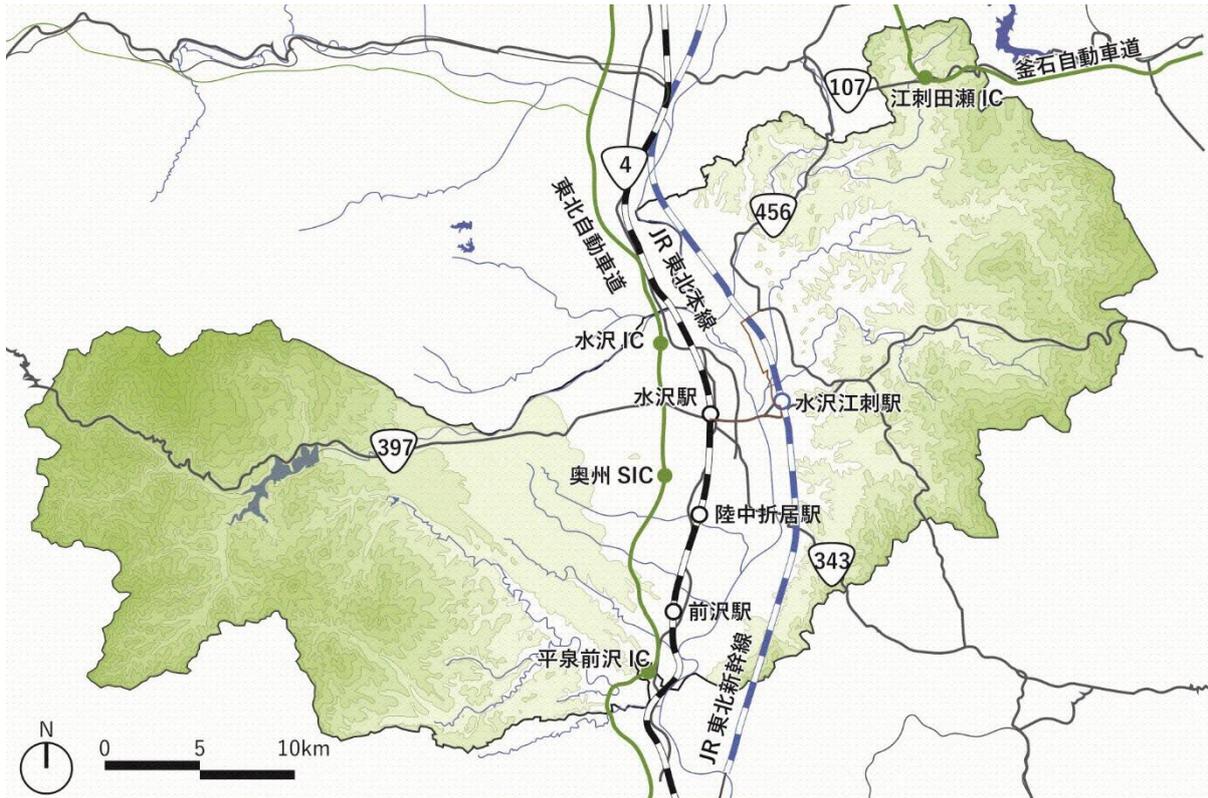
空き家の件数(空き家実態調査(奥州市))

(4) 交通

市内には国道4号が南北に通り、国道397号が岩手県大船渡市から江刺・水沢・胆沢を東西に横断して秋田県に、国道343号が水沢から陸前高田市に通じています。このほか、国道456号が江刺・水沢地域を南北に貫き、国道107号が江刺梁川地域を通っています。

また、東北自動車道が南北に通り、市内には北から水沢インターチェンジ・奥州スマートインターチェンジ・平泉前沢インターチェンジがあります。江刺梁川地域を釜石自動車道が通り、江刺田瀬インターチェンジがあります。

交通機関としては、東北新幹線・東北本線(JR東日本)のほか、市内で運行するバス(民間・市営)・乗合タクシー・一般タクシー等があります。

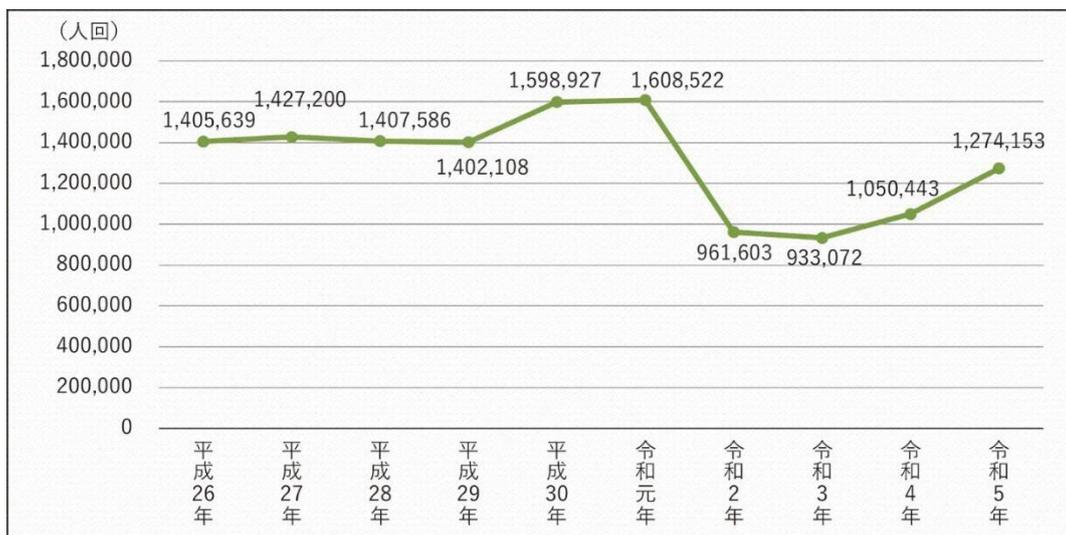


市内の交通ネットワーク

(5) 観光

奥州市の観光客数は、令和元年（2019）に160万人を超えましたが、令和2年（2020）から新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少しています。徐々に回復し、令和5年（2023）には約127万人となっています。

特に、歴史公園えさし藤原の郷は、年間数十万人の観光客が訪れる観光拠点となっています。

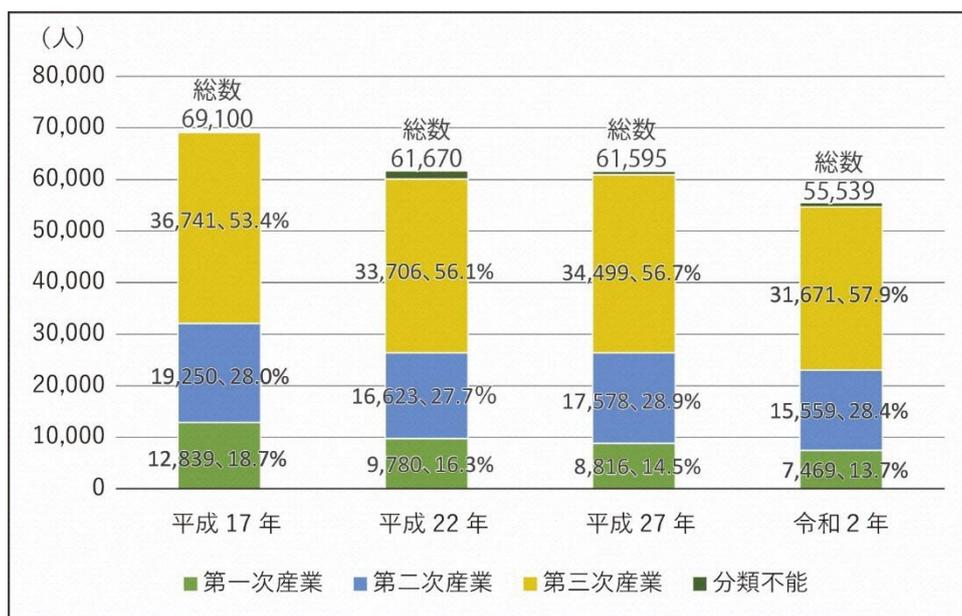


観光客数の推移(岩手県観光統計)

(6) 産業構造

奥州市は、稲作を中心とした複合型農業により、県内屈指の農業地帯となっています。また、交通の利便性の良さを背景に商業集積が進み、工業団地等が整備されています。

令和2年（2020）の産業別就業者割合は、第三次産業が最も多く57.9%、次いで第二次産業が28.4%、第一次産業が13.7%です。近年の推移をみると、人口減少に伴い就労者人口も減少し、第三次産業の割合が増加、第一次産業が減少傾向にあります。また、第一次産業では農業の就業者数が減少しています。第三次産業では、各産業の従事者数は横ばいか減少ですが、医療福祉の従事者数は増加しています。



産業別 15 歳以上就業者数(国勢調査)

(7) 文化財施設

文化財施設は、文化財や歴史、文化及び自然等の展示を行う博物館等の文化財展示施設、展示機能はないものの文化財を収蔵している文化財収蔵施設のほか、歴史的建造物、歴史公園、史跡附属施設があります。また、地区センターや学校施設などでも文化財を収蔵している施設があります。

文化財展示施設としては、旧自治体時代に建築された、先人などを個別に紹介する施設や奥州市牛の博物館（登録博物館）がありますが、奥州市全体の文化財や歴史文化を展示する施設はありません。また、文化財展示施設に収蔵しきれない文化財は、地区センターや廃止した公共施設などを転用した文化財収蔵場所等に分散して収蔵されています。

市が管理する歴史的建造物は、水沢地域に集中するほか、江刺地域の岩谷堂地区や前沢地域の生母地区にも所在しています。歴史公園は、遺跡や歴史文化に関する場所に設置しています。ガイド施設や駐車場・トイレなどの史跡附属施設は、市で管理している史跡のうち、

胆沢城跡や白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、角塚古墳に設置されています。

文化財展示施設

施設名	開館	概要
木村榮記念館	昭和41年 (1966)	旧臨時緯度観測所本館(国登録有形文化財)を利用し、緯度観測所初代所長である木村榮の業績を顕彰する記念館。所長室を再現し、使用していた眼視天頂儀や歴代の観測装置等を展示している。
消防記念館	昭和45年 (1970)	江戸時代末期から明治・大正時代の消防に関する資料を収集、展示している。
高野長英記念館	昭和46年 (1971)	郷土の先覚者高野長英を顕彰する記念館であり、訳書、著書、手紙および遺品などを収蔵している。
斎藤實記念館	昭和50年 (1975)	斎藤實の旧宅敷地に建つ記念館。業績を示す勲章や礼装品などを展示している。記念館の一部として、国登録有形文化財斎藤子爵水沢文庫図書館・図書閲覧所も公開している。
後藤新平記念館	昭和53年 (1978)	奥州市水沢に生まれた後藤新平の記念館。幼少時代から晩年に至るまでの資料を数多く展示している。
奥州市伝統産業会館	昭和61年 (1986)	南部鉄器発祥の地の歴史を伝える資料が展示されているほか、鉄器づくりの工程を紹介している。
水沢図書館	平成元年 (1989)	古文書書庫に留守家文書(国指定重要文化財)等を保管しているほか、木村榮関係の資料を展示している。
胆沢郷土資料館	平成3年 (1991)	胆沢地域の歴史や民俗などを紹介する施設。約3万年前の旧石器や弥生時代の石包丁、角塚古墳出土埴輪、民具などを展示している。
奥州市武家住宅資料館	平成5年 (1993)	「探訪・城下町水沢」をテーマに、江戸時代の水沢の町並みを概観できる地図や武具などの資料を展示している。
奥州市埋蔵文化財調査センター	平成5年 (1993)	埋蔵文化財を調査研究し、その資料を展示している。胆沢城跡歴史公園を含む国指定史跡「胆沢城跡」のガイダンス施設としての役割を担う。
三好京三記念室	平成6年 (1994)	奥州市前沢出身の直木賞作家である三好京三の資料を展示する記念室。衣川ふるさと自然塾内の旧衣川小学校大森分校職員室を使用している。
奥州市牛の博物館	平成7年 (1995)	「牛と人との共存を探り、生命・自然・人間を知る」をテーマに掲げた牛専門の登録博物館である。
衣川歴史ふれあい館	平成7年 (1995)	前九年合戦と安倍一族をテーマとし、安倍貞任と源義家、前九年合戦の名場面を再現している。
えさし郷土文化館	平成12年 (2000)	江刺地方の歴史や文化と地域産業、連綿と培われてきた祈りの伝統を、豊富な実物資料や復元資料を通じて楽しみながら学ぶことができる。
めんこい美術館	平成13年 (2001)	奥州市水沢出身の佐々木精治郎の絵画作品と、世界のアゲハチョウ標本の常設展示がある。
菊田一夫記念館	平成15年 (2003)	展示棟として利用している中善蔵は、市指定文化財。ラジオドラマ「鐘の鳴る丘」で有名な劇作家菊田一夫の生涯と作品資料を展示している。
奥州宇宙遊学館	平成20年 (2008)	旧緯度観測所本館(国登録有形文化財)として使用されていた建物で、子どもから高齢者まで天文や宇宙について楽しく学べる科学館。

文化財収蔵場所

益沢院収蔵庫、前沢文化財収蔵庫、前沢文化財整理室、おだき文化財整理室、胆沢図書館、衣川セミナーハウス、梁川地区センター資料室、稲瀬地区センター郷土資料室、米里地区センター、南都田地区センター、北股地区センター郷土資料室、水沢小学校郷土資料室、旧前沢小学校郷土資料室、旧上野原小学校、旧胆沢愛宕小学校郷土資料室、旧江刺東中学校、胆沢総合支所、旧衣川給食センター

市が管理する歴史的建造物

建物名称	建築年代
旧後藤家住宅	元禄年間(1699~1703年)
旧高橋家住宅(主屋・土蔵ほか)	明治21年(1888)ほか
高野長英旧宅	江戸時代
後藤新平旧宅	18世紀前半頃
旧岩谷堂共立病院	明治8年(1875)
旧後藤正治郎家住宅	19世紀初頭

建物名称	建築年代
旧内田家住宅(主屋・門)	19世紀初め頃
旧安倍家住宅(主屋・板倉ほか)	明治時代、大正後期
齋藤子爵水沢文庫(図書庫・図書閲覧所)	昭和7年(1932)
旧高野家住宅(古稀庵・新座敷ほか)	昭和6年(1931)ほか
後藤伯記念公民館	昭和16(1941)年
旧緯度観測所本館	明治・大正時代

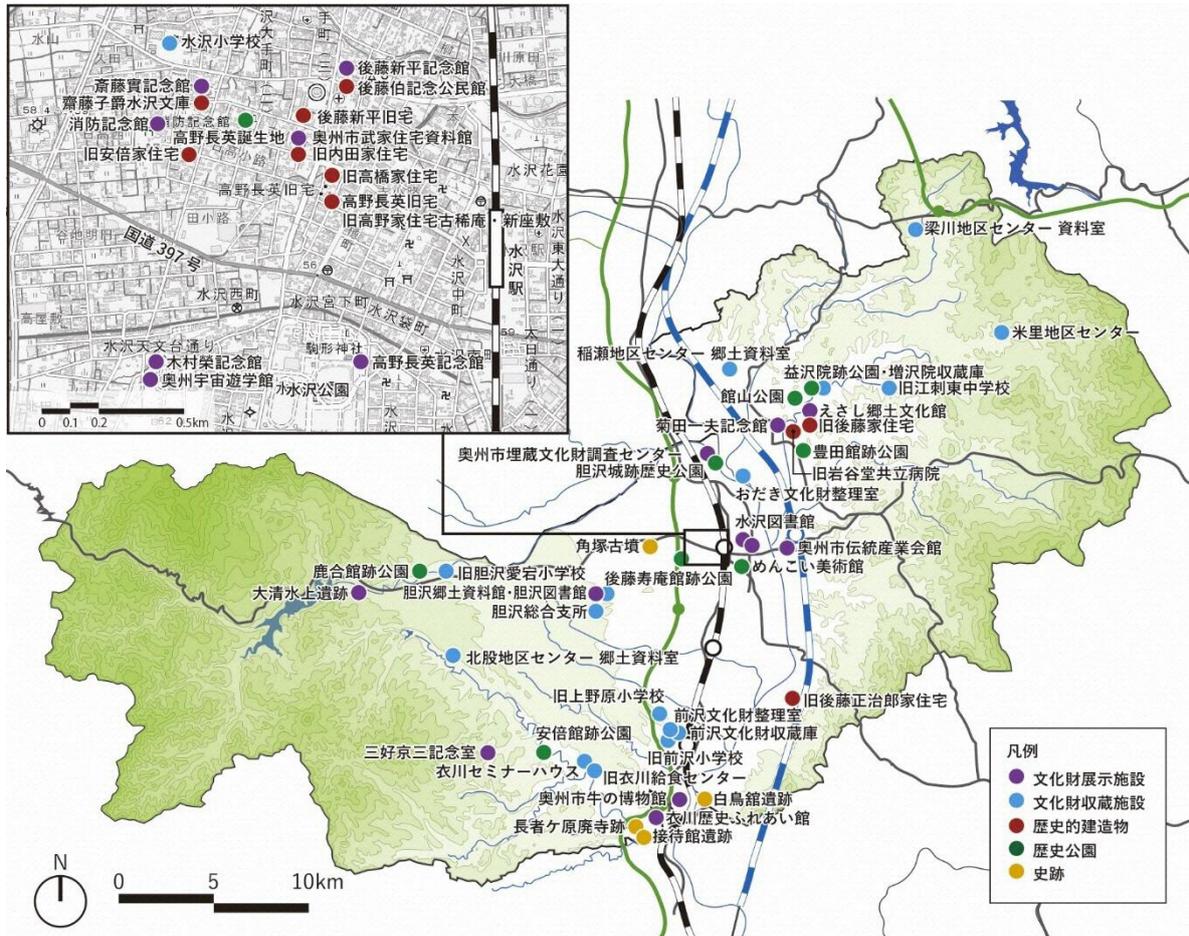
歴史公園

後藤寿庵館跡公園、高野長英誕生地、胆沢城跡歴史公園、豊田館跡公園、益沢院跡公園、館山公園、鹿合館跡公園、安倍館跡公園

市が管理する史跡

史跡名称	年代
大清水上遺跡	縄文時代前期後葉
角塚古墳	古墳時代中期
胆沢城跡	平安時代前期
長者ヶ原廃寺跡	平安時代末期

史跡名称	年代
白鳥館遺跡	平安~室町時代
接待館遺跡	平安時代末期
高野長英旧宅	江戸時代末期
豊田城跡碑	江戸時代



文化財施設の分布図

3 歴史的背景

(1) 原始

市内最古の遺跡は上萩森遺跡で、後期旧石器時代の石器が出土しています。このほかにも、胆沢川沿いの高位面や北上高地には、旧石器時代から縄文時代草創期の遺跡があります。

縄文時代早期に人々は特定の土地に定住するようになりますが、完全には定住しておらず、季節によって遊動する生活を送っていました。縄文時代前期になると、人々が定住して大規模なムラを作るようになり、市内でも遺跡が増えます。なかでも胆沢扇状地扇頂部付近に所在する大清水上遺跡は、大型竪穴住居群で構成される環状集落で、縄文時代前期後葉の拠点的な大集落です。縄文時代中期後葉から気候が冷涼になり、縄文時代後期・晩期には、集落が各地に分散し、遺跡数が増加します。また、晩期には北上川沿いなどに大規模な集落が営まれました。

弥生時代の遺跡は、胆沢川下流域から北上盆地に多く見つかります。市内でも稲作が始まったことを示すものとして、清水下遺跡出土の石包丁があります。

古墳時代中期の角塚古墳は、日本最北の前方後円墳です。沢田遺跡の円墳群や拠点集落と考えられる中半入遺跡、石田Ⅰ・Ⅱ遺跡では、古墳文化と続縄文文化の遺物が共伴しており、列島の南北の接点であったことを示しています。

(2) 古代

平安時代には、東北地方に住む人々は大和朝廷から蝦夷と呼ばれ、たびたび征夷の対象となっていました。延暦5年(774)に朝廷による蝦夷征討が始まり、延暦21年(802)には坂上田村麻呂が胆沢城を造営しました。同年、胆沢地方の蝦夷族長であった大墓公阿弓流為、盤具公母礼らが降伏します。まもなく胆沢城は鎮守府となり、10世紀後半まで陸奥国北部を支配する拠点となります。この頃、市内には仏教文化が広まり、黒石寺の木造薬師如来坐像や浅井智福愛宕神社の木造兜跋毘沙門天立像が造立されました。

11世紀に奥六郡(胆沢・江刺・和賀・稗貫・斯波・岩手郡)を治めていた安倍氏が境界である衣川を越えて朝廷と衝突し、前九年合戦が起こります。前九年合戦は、安倍氏の敗北となりますが、この後、朝廷方として参戦していた出羽仙北三郡の清原氏で内紛が起こり、後三年合戦が勃発します。後三年合戦では清原一族の多くが死亡しますが、安倍氏の血を引き、かつ当時清原氏の養子となっていた平泉藤原氏初代の藤原清衡は、朝廷側につき、生き延びます。長者ヶ原廃寺跡は、このころに奥六郡の南端である衣川に建立されました。

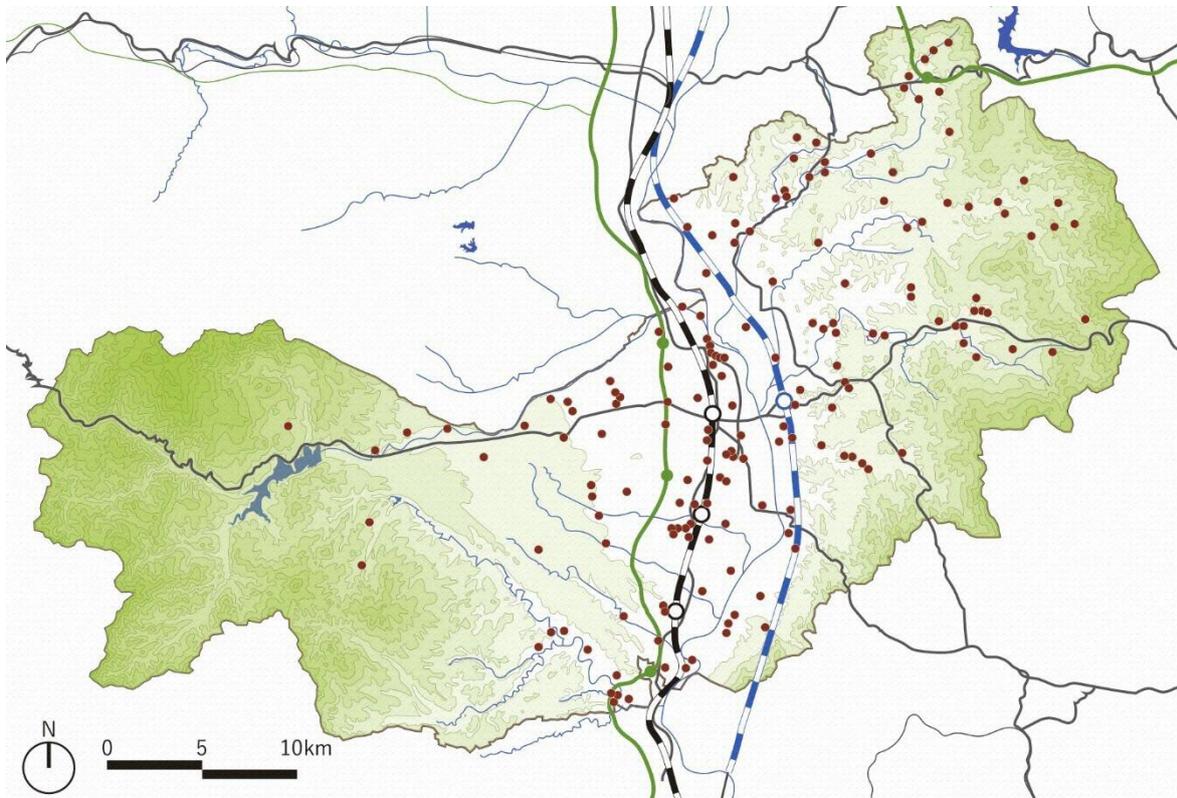
11世紀末から12世紀初頭に、藤原清衡は江刺郡の豊田館から平泉に進出し、朝廷と結びつきを持ちつつ、寺院を中心とした都市平泉を繁栄させました。12世紀に川湊として使用が始まった白鳥館遺跡や大量のかわらけを伴う儀礼が行われた痕跡がある衣川の接待館遺跡は、都市平泉の一部をなしていました。

(3) 中世

文治5年(1189)の奥州合戦により平泉藤原氏が滅亡し、胆沢・江刺郡と磐井郡の一部は、源頼朝の御家人で、奥州総奉行に任じられた葛西清重に与えられました。清重には、頼朝から「葛西五郡二保」(胆沢・江刺・磐井・気仙・牡鹿郡、黄海・興田保)と呼ばれる広大な所領が与えられました。

鎌倉時代には、胆沢・江刺・磐井郡に所領を有していた平泉の中尊寺と現地支配を進める葛西氏との間で対立が起こります。南北朝時代に入ると、葛西領北部の胆沢・江刺郡で葛西一族やその被官の自立が進みました。貞和4年(1348)に開山した正法寺は、このような自立した領主に支持され、発展していきました。室町時代には、領主間の連携による地域秩序の安定が図られ、胆沢郡の柏山氏と江刺郡の江刺氏が地域を代表する領主となります。戦国時代には、柏山氏や江刺氏などの領主は抗争を繰り返しており、その影響によって岩谷堂城や水沢城などの城館が構えられました。

天正18年(1590)の豊臣秀吉による奥羽仕置により、葛西氏やその一族・家臣は所領を失います。この仕置に反発した人々は、葛西・大崎一揆を引き起こします。しかし、翌年には豊臣政権に鎮圧され、葛西旧領は伊達政宗に与えられることとなりました。



市内の中世城館位置図

(4) 近世

胆沢・江刺郡は伊達政宗に与えられた葛西旧領の北端で、南部氏と境を接しました。その境界をめぐる伊達・南部氏の間で争論となり、幕藩体制成立後の寛永18年(1641)の幕府による裁定により決着しました。

幕藩体制の成立後、仙台藩は、藩士が藩主から与えられた知行地を直接支配する地方知行制を採用しました。胆沢・江刺郡に知行地を与えられた藩士は、胆沢郡の茂井羅堰・寿安堰や江刺郡の樋茂井堰・鹿股堰などの堰の開削や新田開発を進め、藩内有数の穀倉地帯を築きました。また、盛岡藩(南部氏)との境界地帯という事情により、藩境に隣接する場所や街道沿いの要衝となる胆沢・江刺郡の拠点には、伊達一族などの有力藩士が配置されました。これらの拠点は、要害制が確立した後、要害(岩谷堂・水沢・人首)と所(前沢・野手崎)に位置付けられました。水沢要害の町場に残る後藤新平旧宅や旧内田家住宅は、武士の暮らしを伝えています。

仙台藩政下での地域支配は、仙台藩士のみが担っていた訳ではありません。江戸時代の村落支配は、各村の有力者から任じられる肝入が担当しました。肝入のとりまとめ役として、数村から十数村に一人大肝入が任じられ、広域行政を担っていました。また、地域で収穫された米を石巻港まで送る北上川舟運の管理は、肝入の中から上川御艦肝入が選任されました。行政を地域の人々が担ったことにより、胆沢郡大肝入の「新里の中屋敷千田家文書」などの地方文書が藩中央ではなく、地域に残されることとなります。

近世後期には、水沢要害の町場で日高火防祭が始まりました。また、農村では神楽や鹿踊、剣舞などの民俗芸能が成立しました。現在まで伝わる無形民俗文化財の原型は、この頃の暮らしと関わって成立しています。



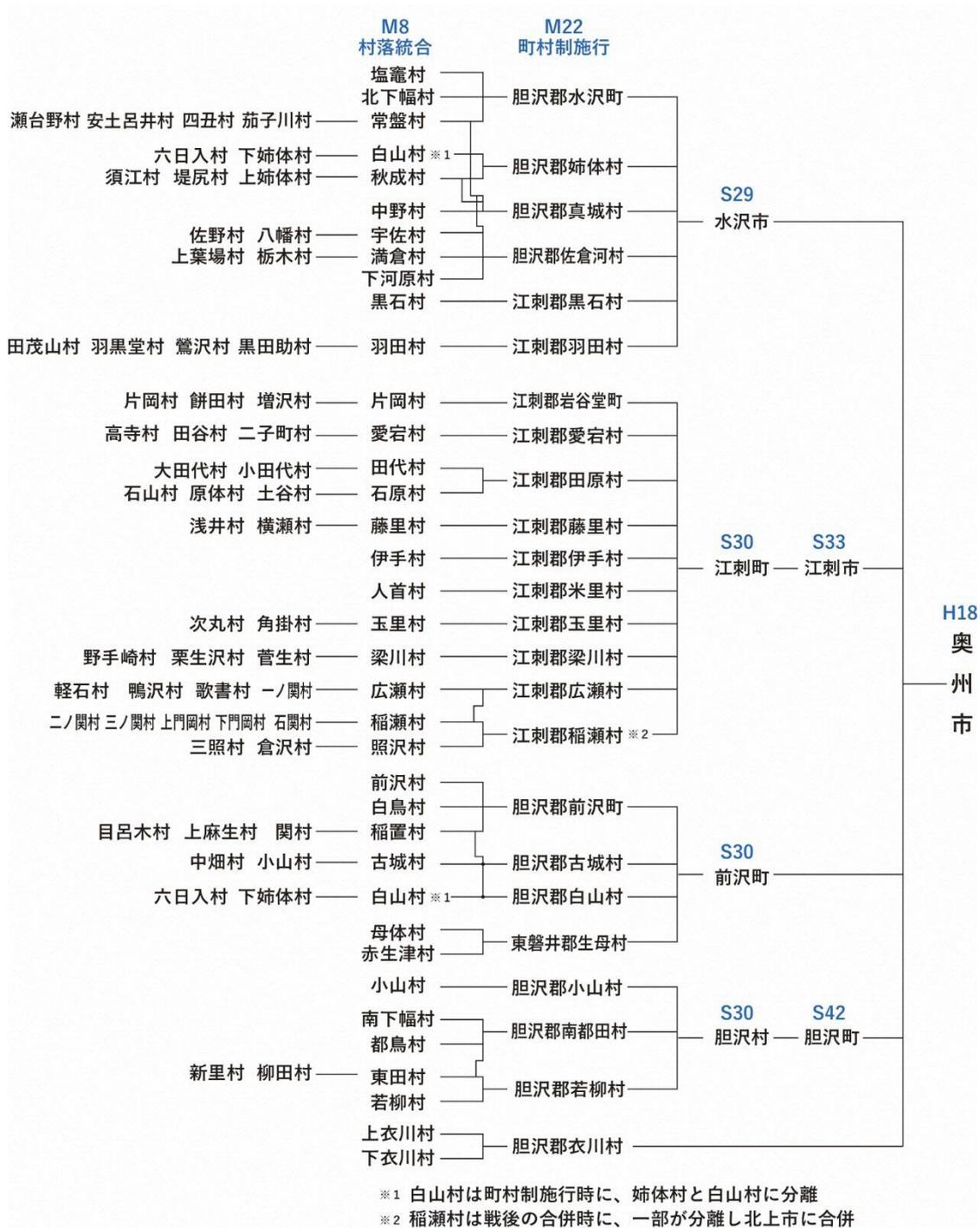
仙台藩の要害・所

(6) 現代

太平洋戦争の終戦後、自治体の合併が大規模に行われました。昭和の合併の結果、水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町が誕生します。この合併時に、東磐井郡に属していた生母村（現在の生母地区）は前沢町に合併します。また、江刺郡稲瀬村は分離し、現在は奥州市江刺稲瀬地区と北上市稲瀬地区になりました。衣川村は合併せず、明治22年（1889）に成立した際の村域を維持しました。この時の旧市町村が、現在の水沢・江刺・前沢・胆沢・衣川地域の範囲となっています。

近代に人口が集中していた水沢地区や岩谷堂地区、前沢地区は、戦後も都市部として商業の中心地となります。これらの地域を核として、水沢南地区や常盤地区、江刺愛宕地区などで宅地開発が進みます。また、東北自動車道や東北新幹線の開通など、交通網の整備も進みます。一方で、平成時代から人口減少の傾向が顕在化し始め、特に農村部や山間部でその傾向が顕著となっています。

平成18年（2006）、人口減少や少子高齢化による社会情勢変化への対応や将来にわたって持続可能な行政サービスを構築していくため、水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村が合併し、奥州市が誕生しました。



明治時代以降の市町村合併経過

第2章 文化財の概要と特徴

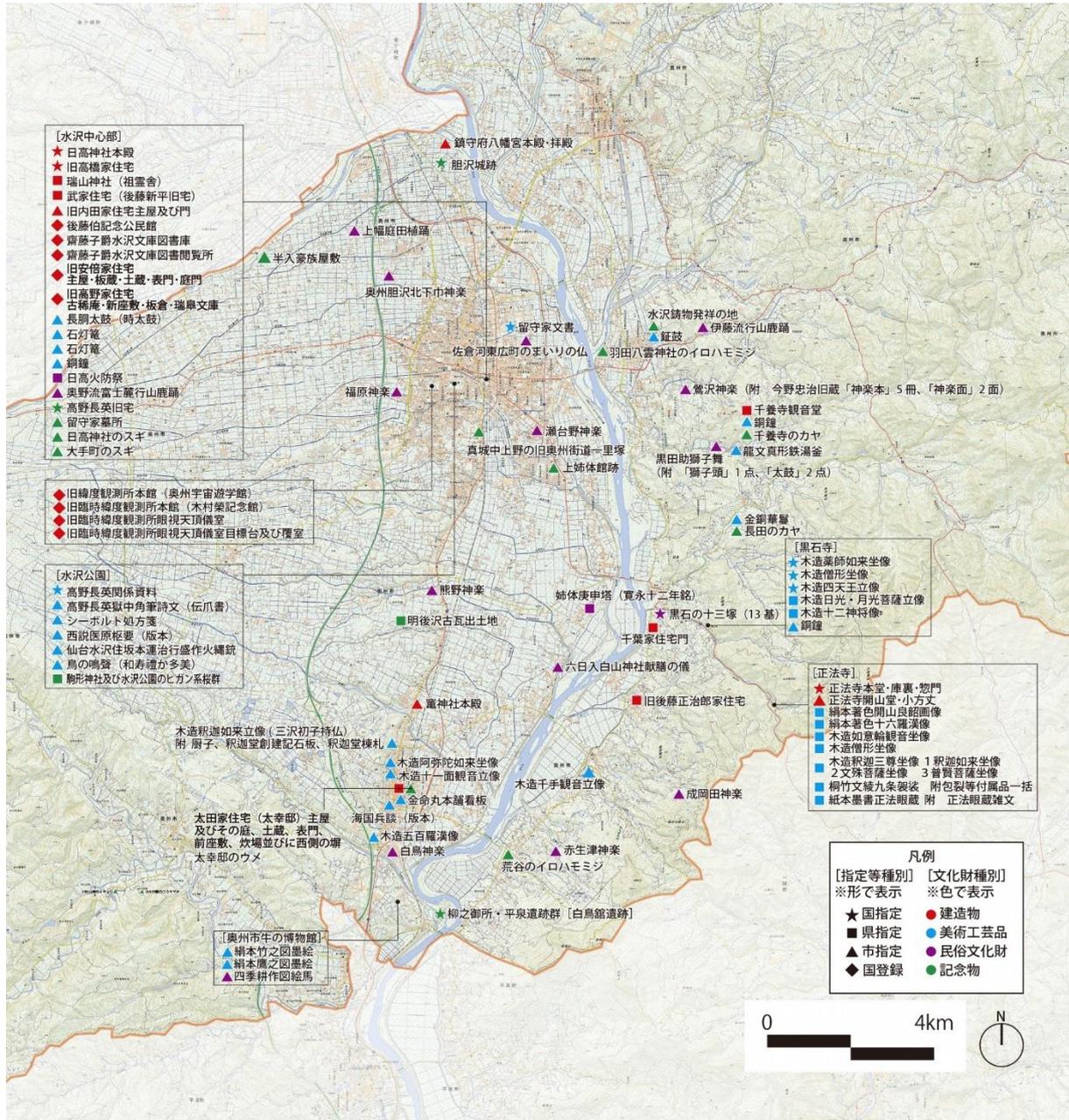
1 指定等文化財

令和8年（2026）3月31日時点で奥州市に所在する国指定・登録文化財、岩手県指定文化財、奥州市指定文化財の件数は合計313件です。文化財の保存技術に選定されているものはありません。このほか、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として3件が選択されています。

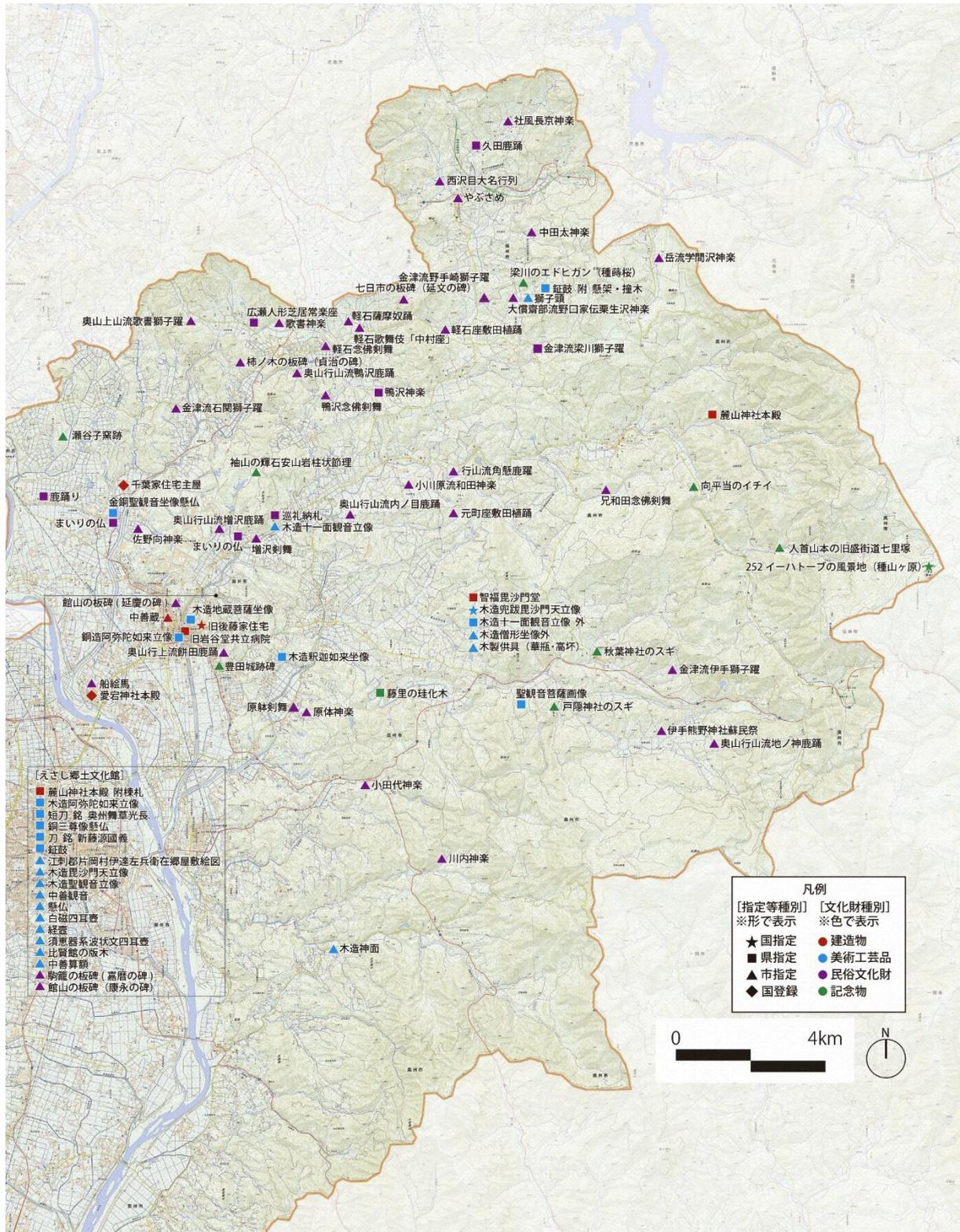
指定等文化財の件数一覧（令和8年3月31日現在）

		国指定	国選択	県指定	市指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	4	—	11	5	18	38	
	美術 工芸 品	絵画	0	—	3	2	0	5
		彫刻	4	—	11	19	0	34
		工芸品	0	—	8	13	0	21
		書跡・典籍	0	—	1	0	0	1
		古文書	1	—	0	6	0	7
		考古資料	0	—	2	5	0	7
		歴史資料	1	—	0	11	0	12
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	—	4	43	0	48	
	無形の民俗文化財	1	(3)	6	73	0	80	
記念物	遺跡	5	—	1	9	0	15	
	名勝地	1	—	0	0	0	1	
	動物・植物・地質鉱物	0	—	4	40	0	44	
文化的景観		0	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	—	0	
指定・登録合計		18	(3)	51	226	18	313	

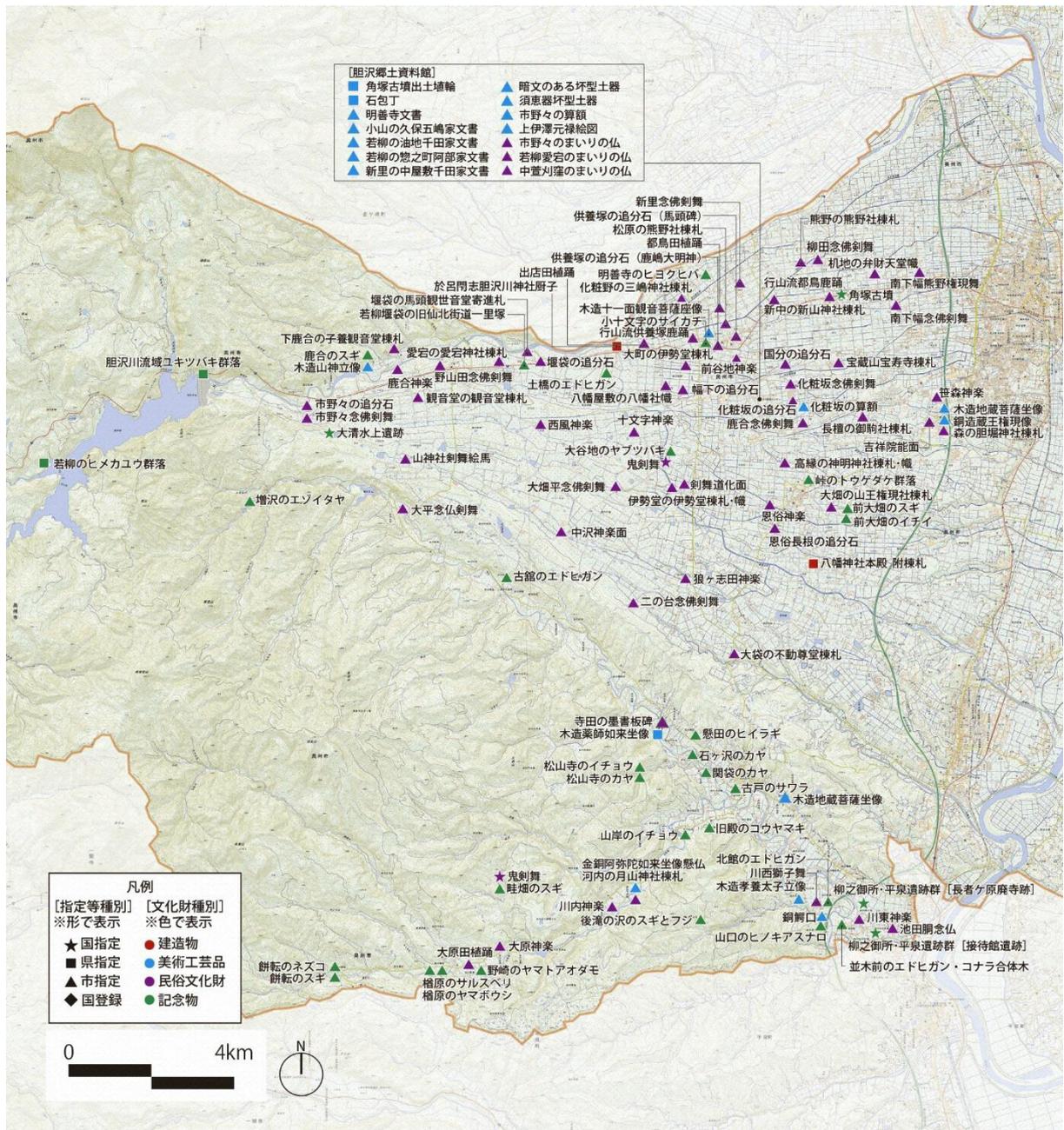
※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国登録）の3件は、指定・登録文化財の合計に含まない。



指定等文化財の分布図(水沢、前沢)



指定等文化財の分布図(江刺)



指定等文化財の分布図(胆沢、衣川)

（1）指定文化財

市内の指定文化財は、国指定 18 件、県指定 51 件、市指定 226 件、合計 295 件となっています。地域ごとでは、江刺地域と胆沢地域に指定文化財が多く分布しています。指定レベル別では、地域ごとに国・県・市指定の割合が異なっており、国指定は水沢地域、県指定は水沢地域・江刺地域、市指定は江刺地域・胆沢地域での分布が多くなっています。

有形文化財は、建造物 20 件、美術工芸品 87 件が指定されています。建造物では、社寺建築が多く指定されています。美術工芸品は、絵画・彫刻・工芸品などに細分化されます。仏神像などの彫刻や優れた工芸技術を伝える工芸品が多く指定されています。

指定民俗文化財のうち、「無形の民俗文化財」が 80 件指定されています。指定されているのは、祭礼等の風俗慣習、神楽・田植踊・風流（剣舞・鹿踊等）などの民俗芸能です。「有形の民俗文化財」は、48 件指定されています。中世の板碑や近世の道標などの石碑、近世の棟札が指定となっています。

記念物は遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物に細分化され、60 件が指定されています。遺跡のうち、原始から近世までの重要なものが史跡として指定されています。名勝地は 1 件が名勝として指定、動物・植物・地質鉱物のうち、植物では樹木や植物の群生地、地質鉱物では特徴的な鉱物やその産地が天然記念物に指定されています。

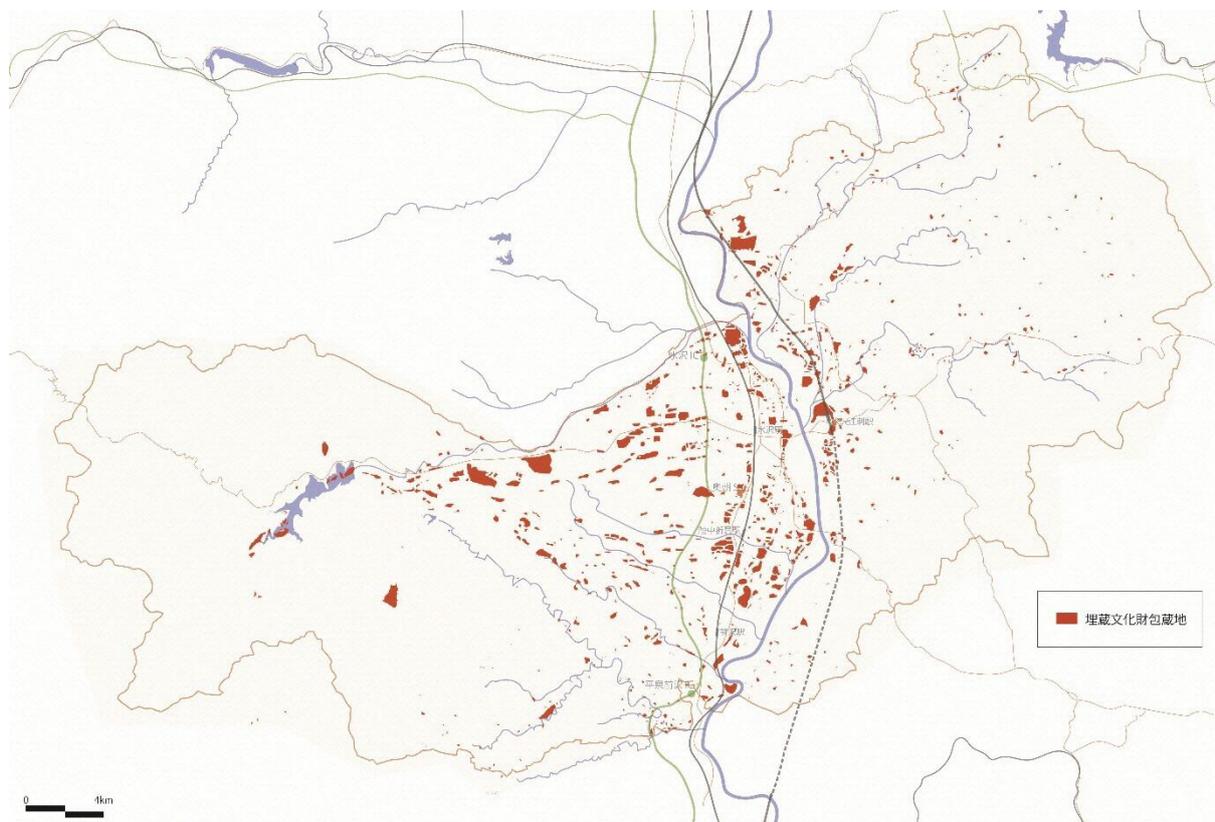
文化財の 6 類型のうち、無形文化財・文化的景観・伝統的建造物群は市内での指定はありません。

（2）登録文化財

市内の国登録文化財は 18 件で、すべて有形文化財の建造物です。水沢地域では、旧臨時緯度観測所（本館・眼視天頂儀室など）・齋藤子爵水沢文庫（図書館・図書閲覧所）・後藤伯記念公民館などの官公庁舎・文化施設や旧安倍家住宅（主屋・板倉など）や旧高野家住宅（古稀庵・新座敷など）などの住居建築が登録となっています。江刺地域では、神社建築の愛宕神社本殿と住居建築の千葉家住宅が登録されています。

（3）周知の埋蔵文化財包蔵地

市内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、1,121 箇所です。分布は胆沢扇状地や北上川沿いの平野部が多く、北上高地山間部にも分布が見られます。年代は、旧石器時代から江戸時代まで途切れることなく登録されており、岩手県内では数少ない弥生時代や古墳時代の包蔵地も存在しています。



周知の埋蔵文化財包蔵地の分布

(4) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

個別の無形民俗文化財では、「川西の念仏剣舞」と「鴨沢神楽」が選定されています。また、「岩手の蘇民祭」の構成文化財に、黒石寺蘇民祭・伊手熊野神社蘇民祭・八幡宮加勢蘇民祭が含まれています。

2 未指定文化財

奥州市では、指定等文化財以外の未指定文化財について 8,087 件把握しています。把握しているのは、旧自治体等が把握調査を行った未指定文化財のほか、奥州市合併後に把握・追跡調査を行った市所蔵の未指定文化財になります。未指定文化財の古文書・歴史資料には、書跡・典籍や考古資料、有形の民俗文化財などが混在している場合がありますが、細分化せず資料群として一括で把握しています。

未指定文化財の件数一覧

類 型		把握件数	市内の主な事例	
有形文化財	建造物	320	近世社寺建築物、近代和風建築物	
	美術 工 芸 品	絵画	6	絵画作品
		彫刻	428	仏神像
		工芸品	79	金属・石・木等の加工品
		書跡・典籍	0	書道作品・書籍 ※古文書、歴史資料の資料群に含む
		古文書	119	文書主体の資料群
		考古資料	5	出土遺物・表採遺物
		歴史資料	202	様々な類型が含まれる資料群
無形文化財		3	道具の制作技術	
民俗文化財	有形の民俗文化財	5,626	石碑・棟札	
	無形の民俗文化財	121	民俗芸能・祭礼	
記念物	遺跡	1,121	埋蔵文化財包蔵地	
	名勝地	0	—	
	動物・植物・地質鉱物	56	標本	
文化的景観		1	散居集落	
伝統的建造物群		0	—	
合 計		8,087	—	

※古文書・歴史資料の資料群に含まれる文化財については、個別には把握件数に計上せず、資料群として一括して古文書・歴史資料に計上した。

3 関連する制度

(1) ユネスコ無形文化遺産

令和4年(2022)にユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に記載された「風流踊(Furyu-odori, ritual dances imbued with people's hopes and prayers)」は、様々な装束で着飾り、亡魂供養や五穀豊穡の祈りを込め、囃子に合わせて踊る民俗芸能です。全国の41件の民俗芸能が構成資産となっており、奥州市では重要無形民俗文化財「鬼剣舞」が該当します。「鬼剣舞」保持団体の「鬼剣舞連合保存会」4団体のうち、朴ノ木沢念仏剣舞保存会と川西大念仏剣舞保存会の2団体が市内で伝承活動を行っています。

(2) 世界文化遺産

市の南に隣接する平泉町に、世界文化遺産「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考

古学的遺跡群— (Hiraizumi-Temples, Gardens and Archaeological Sites Representing the Buddhist Pure Land)」の構成資産（中尊寺、毛越寺、無量光院跡、観自在王院跡、金鶏山）が所在しています。市内の白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡と、その周辺地域が緩衝地帯に設定され、法令に基づいて開発等に制限がかけられています。

（3）歴史の道百選

文化庁は、歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道・交通関係遺跡を「歴史の道」として、その保存と活用を広く国民に呼びかけるため、特に優れた「歴史の道」を「歴史の道百選」として選定しています。奥州市では、水沢市街地と横手市街地を結ぶ「仙北街道」が令和元年（2019）に選定されました。（選定箇所：下嵐江（岩手県奥州市）～手倉御番所跡（秋田県東成瀬村））



仙北街道の位置

（4）ひらいずみ遺産

岩手県では、令和5年（2023）に世界文化遺産「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」の構成資産と、「平泉」をより深く理解するために欠かせない資産（柳之御所遺跡、達谷窟、骨寺村荘園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡）を「ひらいずみ遺産」と定め、一体的な保存管理や調査研究、活用・発信など価値を高める取り組みを進め、将来的な世界遺産の拡張登録に資する活動を行っています。市内には「ひらいずみ遺産」のうち白鳥館遺跡と長者ヶ原廃寺跡が所在しています。

（５）日本農業遺産

日本農業遺産とは、日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、日本農業遺産の認定基準に基づき、農林水産大臣が認定を行う制度です。市内では、束稲山麓の西側地域（一関市舞川地区・平泉町長島地区・奥州市前沢生母地区）が「束稲山麓地域」として令和5年（2023）に認定されています。

（６）日本天文遺産

日本天文学会は、日本における天文学（暦学を含む）的視点で歴史的意義のある史跡・事物を日本天文遺産として認定しています。市内では、令和2年（2020）に臨時緯度観測所眼視天頂儀及び眼視天頂儀室・眼視天頂儀目標台・覆屋が、令和7年（2025）に臨時緯度観測所本館が認定されています。

4 文化財類型ごとの概要

（１）有形文化財

①建造物

有形文化財に指定されている建造物は、国指定4件、県指定11件、市指定5件、合計20件となっています。また、国登録有形文化財の建造物として18件が登録されています。

国指定の建造物は、近世社寺建築の正法寺本堂・庫裏・惣門等と日高神社本殿、仙台藩の民家建築を代表する旧後藤家住宅、文人趣味を伝える近代和風建築の旧高橋家住宅です。

県指定は、仙台藩の民家建築を伝える武家住宅（後藤新平旧宅）と旧後藤正治郎家住宅、瑞山神社（祖霊舎）や麓山神社本殿などの神社・寺院建築があります。また、近代初期に西洋建築の意匠を取り入れた擬洋風建築である旧岩谷堂共立病院も指定されています。

市指定は、鎮守府八幡宮などの神社・寺院建築と旧内田家住宅及び門などの民家建築があります。

国登録には、旧高野家住宅や旧安倍家住宅などの近世・近代の民家・住居建築や齋藤子爵水沢文庫や後藤伯記念公民館、旧臨時緯度観測所本館などの近代の官公庁舎や文化施設、神社建築の愛宕神社本殿があります。

未指定文化財では、近世の神社・寺院・民家建築の建造物のほか、近代和風住宅が把握されています。

②美術工芸品

【絵画】

指定の絵画作品は合計5件で、県指定が3件、市指定が2件です。

県指定は、正法寺所蔵の絹本著色開山良韶画像・絹本著色十六羅漢像と、江刺伊手地域に伝わる聖観音菩薩画像で、ともに仏教に関係する作品です。

市指定は、水沢伊達家当主自筆作品の絹本竹之図墨絵と絹本鷹之図墨絵です。

未指定文化財として、寺社仏閣で所蔵されている宗教に関係する作品や佐藤耕雲や及川豪鳳など近代の郷土絵師の手による障壁画などの作品、佐々木精治郎のパステル画作品などがあります。

【彫刻】

指定の彫刻作品は合計 34 件で、国指定 4 件、県指定 11 件、市指定 19 件です。

国指定としては、黒石寺所蔵の国内最古の紀年銘を持つ木造薬師如来坐像や浅井智福愛宕神社所蔵の木造兜跋毘沙門天立像などの、平安期の優れた仏教美術作品があります。

県指定は、衣川に所在する平泉期の木造阿弥陀如来坐像や、正法寺などの曹洞宗の寺院に伝わる仏像、中世胆沢郡での阿弥陀信仰の様相を伝える木造阿弥陀如来立像などです。

市指定は、仏教に関係する作品として、三沢初子持仏の木造釈迦如来立像や地藏信仰を伝える木造地藏菩薩坐像などのほか、多様な信仰の様相を伝える彫刻作品として、地域の祭礼で使用された獅子頭や山神信仰を伝える木造山神立像なども指定されています。また、優れた彫刻作品として金命丸本舗看板があります。

未指定文化財では、中世から現代までの信仰に関わる作品が把握されています。

【工芸品】

金属・木材・石材などの、様々な素材の工芸技術を伝える作品があり、県指定 8 件、市指定 13 件、合計 21 件が指定されています。

県指定には、時衆の踊念仏で使用される鉦鼓や優れた技術を示す刀剣などがあります。

市指定は、神社の社殿に吊るされていた銅鰐口や水沢要害で時刻を知らせていた長胴太鼓（時太鼓）など施設に設置されていた作品や、田茂山鋳物師の技術を伝える龍文真形鉄湯釜、金属製の懸仏や木製供具といった宗教に関係する作品があります。

未指定文化財としては、懸仏や石造仏などの作品が把握されています。

【書跡・典籍】

指定されているのは、県指定の正法寺所蔵の紙本墨書正法眼蔵附正法眼蔵雑文の 1 件です。

未指定文化財では、書跡として近世・近代の文化人や近代の政治家の書道作品、典籍としては正法寺に所蔵されている曹洞宗関係の典籍群や水沢要害の郷学立生館の書籍群などが古文書や歴史資料の資料群に含まれています。

【古文書】

指定の古文書は合計 7 件で、国指定 1 件、市指定 6 件です。

国指定は、中世から近世初期の文書から構成される水沢伊達家（留守家）伝来の留守家文書です。

市指定としては、大肝入を務めた千田家に伝わった若柳の中屋敷千田家文書や胆沢郡若柳村肝入を務めた阿部家に伝わった若柳の惣之町阿部家文書などの文書群のほか、一点のみの指定として、近世前期の仙台藩在郷屋敷の姿を伝える江刺郡片岡村伊達左兵衛在郷屋敷絵図などがあります。

未指定文化財としては、水沢伊達家文書や梁川伊達家文書などの仙台藩武家文書群や、大室屋敷鈴木家文書や真城鈴木家文書、下柳千葉家文書などの各村肝入の家に伝わった文書群、正法寺文書などの寺社に伝わる文書群などがあります。

【考古資料】

考古資料として、県指定2件、市指定5件、合計7件が指定となっています。

県指定には、弥生時代中期に稲作が伝わっていたことを示す清水下遺跡出土の石包丁と古墳時代中期の角塚古墳出土埴輪が指定となっています。

市指定としては、経塚に埋納された渥美壺や豊田館跡出土と伝わる白磁四耳壺などがあります。

未指定文化財は、寺ノ上経塚の出土資料や個人が収集した考古資料のコレクション、後藤寿庵が治めた福原で出土したメダイなどが把握されています。

【歴史資料】

指定の歴史資料は合計12件で、国指定1件、市指定11件です。

国指定には、幕末の蘭学者高野長英に関する高野長英関係資料があります。

市指定としては、高野長英獄中角筆詩文などの高野長英に関する資料のほか、岩谷堂要害の郷学比賢館で使用された版木や仙台藩上胆沢全域の絵図である上伊澤元禄絵図、寺社に奉納された算額があります。

未指定文化財では、後藤新平文書や斎藤實・春子関係文書、椎名家資料などの先人資料や学校資料、政治家などの肉声が録音された歴史的音源、歴史的公文書などの資料群などが挙げられます。

（2）無形文化財

現在、無形文化財として指定・登録されている文化財はありませんが、羽田地区の南部鉄器（田茂山鋳物）の製作技術と北股地区増沢の増沢塗の製作技術、わら細工の製作技術があります。

（3）民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財には、国指定1件、県指定4件、市指定43件、合計48件の文化財が指

定されています。

国指定としては、十三仏信仰を伝える黒石の十三塚があります。

県指定は、巡礼納札やまいりの仏、姉体庚申塔があり、地域の信仰の姿を伝えています。

市指定は、中世の板碑や近世の信仰碑・道標などの石碑、神社に奉納された絵馬などの地域における信仰に関する文化財のほか、堂社の建築時に作成された棟札などがあります。

また、民俗芸能に関する文化財として、神楽で使用された仮面や剣舞に関する仮面なども指定されています。

未指定文化財としては、石碑や棟札、まいりの仏のほか、各地区で使用されていた民具などを把握しています。

②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財として、国指定1件、県指定6件、市指定73件、合計80件が指定され、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に3件が選択されています。

国指定として、民俗芸能「鬼剣舞」が重要無形民俗文化財に指定されています。保持団体の鬼剣舞連合保存会は剣舞を伝承する4団体で構成され、奥州市では朴ノ木沢念仏剣舞保存会と川西大念仏剣舞保存会が該当します。

県指定は、風俗慣習として日高火防祭、民俗芸能として、神楽の鴨沢神楽、風流芸能の鹿踊、人形芝居である広瀬人形芝居常楽座があります。

市指定は、風俗慣習の六日入白山神社献膳の儀や伊手熊野神社の蘇民祭などの祭礼、神楽や田植踊、風流芸能（剣舞・鹿踊・薩摩奴踊）など地域に伝わる民俗芸能が幅広く指定されています。

選択となっているのは、「岩手の蘇民祭」・「鴨沢神楽」・「川西の念仏剣舞」です。鴨沢神楽は県指定、川西の念仏剣舞は川西大念仏剣舞として「鬼剣舞」の保持団体の一つになっています。「岩手の蘇民祭」には、市指定の伊手熊野神社の蘇民祭のほか、黒石寺蘇民祭、八幡宮加勢蘇民祭が構成文化財に含まれています。

未指定文化財としては、風俗慣習に属する神社祭礼などの行事や、神楽や鹿踊、剣舞などの民俗芸能があります。

（4）記念物

①遺跡

遺跡のうち、史跡として文化財指定されているのは、国指定5件、県指定1件、市指定9件、合計15件となります。

国指定には、縄文時代の大規模環状集落である大清水上遺跡、日本最北の前方後円墳の角塚古墳、平安時代の城柵である胆沢城跡、平泉に関連する「柳之御所・平泉遺跡群」の白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡、幕末の蘭学者・医師の高野長英が江戸に旅立つまで暮

らしていた高野長英旧宅があります。

県指定は、平安時代の瓦が出土した明後沢古瓦出土地です。

市指定は、地域の拠点となった上姉体館跡や、近世の街道に関する真城中上野の旧奥州街道一里塚、生業に関する瀬谷子窯跡・水沢鋳物発祥の地などの遺跡です。

このほか、杉の堂遺跡や豊田館をはじめとした遺構・遺物が埋蔵されている場所が周知の埋蔵文化財包蔵地として1,121件登録されています。

②名勝地

宮沢賢治の作品に登場する理想の大地「イーハトーブ」の風景を伝える場所として、花巻市・雫石町・滝沢市・奥州市・住田町にまたがってイーハトーブの風景地が国の名勝に指定されています。奥州市では、江刺地域東部の種山ヶ原が構成場所に含まれています。

未指定の名勝地については、把握調査が行われていません。

③動物・植物・地質鉱物

【動物】

動物は、国の特別天然記念物に地域を定めず指定されているニホンカモシカが市内の山間部に生息しています。また、同じく地域を定めず指定されている国の天然記念物のイヌワシ・ヤマネ・クマゲラが生息しています。

未指定文化財としては、動物標本（骨格・剥製等）を把握しています。

【植物】

県指定3件、市指定39件、合計42件が指定されています。

県指定には、駒形神社及び水沢公園のヒガン系桜群と胆沢川流域のユキツバキ群落、若柳のヒメカユウ群落となっており、植物の群落が指定となっています。

市指定は、地域の農耕と関わる種まき桜や神社の神木など、地域のシンボルとなる樹木が指定されているほか、群落として峠のトウゲダケ群落が指定となっています。

未指定文化財として、植物標本のコレクションを把握しています。

【地質鉱物】

地質鉱物は、県指定として藤里の珪化木、市指定として袖山の輝石安山岩柱状節理が指定されています。

未指定文化財は、市内で収集された化石や鉱物標本を把握しています。

（5）文化的景観

現在、文化的景観として指定されている文化財はありませんが、胆沢扇状地の散居集落を

把握しています。

第3章 歴史文化の特性

1 奥州市の歴史文化の特性

文化財保存活用地域計画における歴史文化とは、「地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動などの成果及びそれらが存在する環境を総体として把握する概念」と定義されています。そして、その特性はその地域の地域性を表しています。ここでは、第1章と第2章を踏まえ、奥州市の歴史文化の特性をまとめます。

(1) 列島の境界と接点

市域には、政治的・文化的要因等により日本列島における様々な境界が生まれてきました。弥生時代には太平洋側における水田耕作、古墳時代には前方後円墳築造の北限、奈良・平安時代には蝦夷社会と律令国家、平安時代末期には奥六郡の安倍氏と陸奥国府、といった境界です。中世には広大な葛西領の北端地域となり、近世には仙台藩と盛岡藩の藩境が構築されます。市域は境界地帯であると同時に境界内外の人々が交流する接点ともなり、様々な文化が列島各地からもたらされました。

(2) 県下随一の農業地帯

市の東西に位置する山間部には、豊かな自然環境が残っています。山間部では冬に豊富な積雪があり、春には雪解け水となって農業の基盤となっています。近世にこの地を治めた仙台藩は、水沢伊達家や岩谷堂伊達家をはじめとした藩士に命じ、胆沢扇状地や北上川流域、山間部の河川流域で新田開発を進め、藩内でも有数の農業地帯を形作りました。生産された米は、北上川舟運を通じて太平洋海運に接続し、江戸まで流通していました。そして、近世に形作られた農業地帯の基盤は現代まで引き継がれ、豊かな自然環境とともに歩む、県下随一の農業地帯となっています。

(3) 近世の要害と商工業

近世、仙台藩の要害制に位置付けられる水沢要害・岩谷堂要害・人首要害・前沢所・野手崎所が設置されます。要害・所には、仙台藩士や商工業を営む町人などが集住して町場となり、北上盆地を南北に横断する奥州街道や奥羽山脈を越えて横手盆地に通じる仙北街道、北上高地を通過して三陸地方に接続する盛街道、あるいは北上川舟運などを通じて、藩内外から様々な文化が流入しました。近代以降にも要害・所の町場だった場所に資本が集中し、近代

和風建築も多くみられるようになります。現代でも、水沢・岩谷堂・前沢が商業・人口が集中する都市部として存続し、人の往来や商工業が盛んです。

(4) 地域の豊かさを示す信仰

市内には、様々な祈りが込められた文化財が数多く残されています。市内各地の寺社仏閣に祀られている仏神像、あるいは堂社の建築に関わる棟札、神社の神木、キリスト教に関わる道具などの文化財は、神仏への信仰を伝えています。農村部や山間部に伝わる神楽や鹿踊、田植踊、剣舞などの民俗芸能は、五穀豊穰や先祖供養、あるいは神仏への祈りを込めて奉納されてきました。また、火防祭や蘇民祭などの祭礼には、神仏の加護によって疫病や災害を防ぐという祈りが込められています。これらの祈りは境界を越えて共有されるものであり、市内外の様々な文化から影響を受け、現在の形となっています。

(5) 国内外で活躍する先人

奥州市からは、近世末期以降に数多くの人材が生まれました。江戸時代後期の蘭学者・医師の高野長英、内務大臣や台湾総督府民政長官などの政府要職を歴任した後藤新平、内閣総理大臣などを歴任した斎藤實など、日本史上で重要な業績を上げた政治家・研究者・文化人が近代以降に数多く誕生しています。先人たちの業績は死後に顕彰され、先人の活躍を伝える数多くの歴史資料が市内に残されたほか、先人の名前を冠した建造物が建築されるなど、市の歴史と先人の活躍は不可分の関係にあります。

歴史文化の特性と主な文化財

		①列島の境界と接点	②県下随一の農業地帯	③近世の要害と商工業	④地域の豊かさを示す信仰	⑤国内外で活躍する先人		
有形文化財	建造物		旧後藤家住宅 旧後藤正治郎家住宅	旧高橋家住宅 後藤新平旧宅 旧岩谷堂共立病院	日高神社本殿 正法寺本堂 麓山神社本殿	旧臨時度観測所 後藤伯記念公民館 齋藤子爵水沢文庫		
	美術工芸品	絵画			絹本竹之図墨絵 絹本鷹之図墨絵	絹本著色十六羅漢像 聖観音菩薩画像	市内出身画家の作品	
		彫刻	黒石寺の仏神像 浅井智福愛宕神社の 仏神像			正法寺の仏像		
		工芸品			時太鼓 龍文真形鉄湯釜	鉦鼓		
		書跡・典籍			立生館蔵書	正法寺所蔵典籍群	先人の書	
		古文書		中屋敷千田家文書 若柳惣之町阿部家文書 下柳千葉家文書	留守家文書 岩谷堂伊達家文書 梁川伊達家文書	正法寺文書		
		考古資料	清水下遺跡出土の石包丁 角塚古墳出土埴輪 伝豊田館出土の白磁 四耳壺				福原のメダイ	
		歴史資料		上伊澤元禄絵図	比賢館の版木	日高神社千葉家資料	高野長英関係資料 後藤新平文書 斎藤實関係文書	
無形文化財				田茂山鋳物 増沢塗				
民俗文化財	有形の民俗文化財		舟絵馬 農業に関する民具		黒石の十三塚 まいりの仏 石碑 棟札			
	無形の民俗文化財		田植踊	日高火防祭	祭礼 民俗芸能			
記念物	遺跡	大清水上遺跡 角塚古墳 胆沢城跡 長者ヶ原廃寺 白鳥館遺跡 接待館遺跡 中世の城館跡 仙台・盛岡藩の藩境	近世開削の堰	水沢・岩谷堂・人首要害 前沢・野手崎所 奥州街道・仙北街道・ 盛街道 旧街道沿いの一里塚		高野長英旧宅		
	名勝地		イーハトーブの風景地					
	動物・植物・地質鉱物		胆沢川流域のユキツバキ群落 種まき桜		神社の神木			
文化的景観			胆沢平野の散居集落					
伝統的建造物群								

2 奥州市のまちづくりと歴史文化の関係

奥州市におけるまちづくりの普遍的な指針として「奥州市民憲章」が制定されています。その冒頭で、「わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれたこのまちの市民であることを誇りとし、さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。」と記述されています。

ここでは、市民憲章の精神に則り、奥州市民の誇り（アイデンティティ）となる「歴史・伝統・自然」について、奥州市の歴史文化の特性からキーワードを示します。

奥州市民憲章

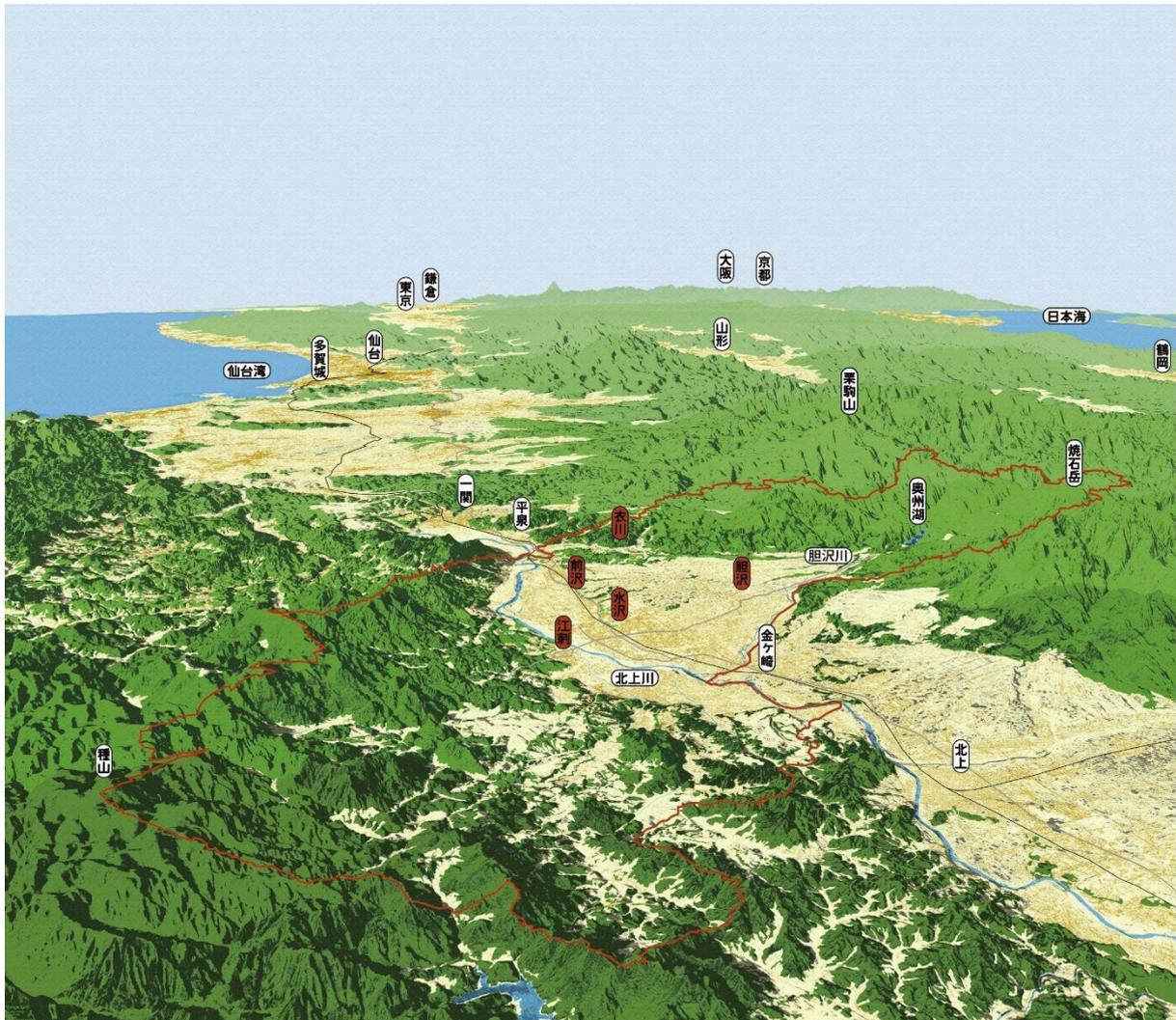
わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれたこのまちの市民であることを誇りとし、さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。

- 一 ふるさとを愛し いきいきと働くことができるまちをつくります
- 一 すすんで学び 文化のかおり高いまちをつくります
- 一 みんなが手をつなぎ 健康で明るいまちをつくります

平成19年2月20日制定

【奥州市の歴史・伝統・自然のキーワード】

歴史	境界地帯で生まれた歴史
伝統	交流の中で育まれた伝統
自然	暮らしとともにある自然



奥州市の歴史文化の特性のイメージ

奥州市の北東方向から東京・京都・仙台を望む。市域は、東西が奥羽山脈と北上高地で区切れ、中央部が北上川・胆沢川によって盆地となっている。奥州市の歴史文化は、このような自然環境のもと、東京（江戸）や京都、仙台といった政治的な中心地域のほか、平泉や北方地域との交流の中で形作られた。

第4章 文化財の保存・活用に関する目標

1 目指すべき将来像

将来像

産学官民が一体となって奥州市の文化財を社会に開き、次世代に伝える

「奥州市民憲章」で示されている、奥州市の「歴史・伝統・自然」は市民の誇りとなるものです。これらを着実に後世に伝えるため、「産学官民が一体となって奥州市の文化財を社会に開き、次世代に伝える」ことを目指すべき将来像とします。

2 保存・活用の方向性

現在、奥州市教育委員会事務局歴史遺産課（以下、「歴史遺産課」という。）を中心に、文化財の保存・活用に関する取り組みを進めています。今後、文化財の保存・活用を確実に進めるためには、産学官民が一体となって事業を推進することが必要です。この目的を達成するため、4つの方向性を定め、事業を推進します。

方向性1 奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究

文化財を調査・研究することにより、奥州市の特色が明らかとなります。しかし、把握調査の実施状況が地域・分野によって異なっており、調査・研究が十分でない文化財があります。また、記録・詳細調査によって更なる活用が見込まれる文化財も残されています。これらを適切に保存・活用するため、産学官民が連携して文化財の調査・研究を進めます。

方向性2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存

文化財は、奥州市のアイデンティティを表すものです。しかし、人口減少が今後更に深刻化することが予測され、その影響は文化財の保存にも及ぶことが懸念されます。この影響を最小限に留め、奥州市のアイデンティティを確実に未来に伝えるため、定期的な文化財の現況調査を行いつつ、文化財所有者や文化財の伝承を支える地域との連携を密にし、保存体制の構築を進めます。

方向性3 多様な担い手による文化財の活用

文化財は奥州市民のアイデンティティであると同時に、コミュニティ活性化や観光の資源でもあります。また、個人所有の文化財や無形民俗文化財の伝承に、市民の支援は欠かすことができません。そのため、市民による文化財の活用を図る取り組みへの支援を行います。また、市民に向けて産学官で行った調査成果の教育普及活動を進め、文化財愛護の意識醸成を図ります。

方向性4 文化財の情報資源化とネットワークの構築

文化財を調査・研究し、保存・活用する取り組みを活性化させるため、文化財の情報資源化や産学官民のネットワーク構築などの新たな手法を取り入れる必要があります。これらの取り組みを通じ、文化財の保存・活用を促進していきます。また、奥州市の資源である文化財を確実に保存し、かつ文化財の活用拠点となる文化財施設の将来的なあり方を検討し、施設の再編等を行います。

調査名称の定義

名称	内容
把握調査	未指定文化財の所在を確認する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財の把握を目的とする悉皆調査 ・歴史資料・古文書等の内容確認に伴う概要調査 ・遺跡の分布を調べる分布調査 等
記録調査	文化財の現在の状態を記録するために行う調査 <ul style="list-style-type: none"> ・建造物の実測調査 ・無形の民俗文化財の記録撮影 ・遺跡開発に伴う記録保存調査 ・動物・植物の標本作成 等
詳細調査	未指定文化財の価値を明らかにするために行う学術的な調査 <ul style="list-style-type: none"> ・彫刻作品の学術調査 ・古文書・歴史資料等の目録作成・デジタル化 ・遺跡の発掘調査 等
現況調査	指定等文化財や把握調査済みの未指定文化財の現況を確認する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財に関する文化財パトロール ・把握済み未指定文化財の追跡調査 ・災害発生後の文化財被害状況調査 等

第5章 文化財に関する既往の把握調査

1 既往調査の概要

市内では、別添資料に示した文化財調査が行われてきました。調査の実施主体は、国・県・市（旧市町村）のほか、関係機関などとなっています。調査は、特定類型の把握調査のほか、埋蔵文化財の記録・詳細調査なども行われています。

2 文化財パトロール

歴史遺産課では、市指定の有形文化財・有形民俗文化財・記念物と国・県・市指定の無形民俗文化財の現況調査を隔年で実施しています。調査は、市が委嘱する文化財保護調査員が行い、歴史遺産課で結果を取りまとめています。また、国・県の指定文化財・登録有形文化財については、県が委嘱する文化財保護指導員が毎年現況調査を行っています。

3 把握調査の課題

把握調査の実施状況は、地域・地区あるいは文化財類型によって異なります。記念物の名勝地、伝統的建造物群については、全域で把握調査が行われていません。

把握調査の実施状況

類 型		水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	
有形文化財	建造物	○	○	○	○	○	
	美術	絵画	△	×	×	×	×
		彫刻	△	○	△	○	△
	工芸品	工芸品	×	△	×	△	△
		書跡・典籍	△	△	△	△	△
		古文書	△	○	△	△	△
		考古資料	△	△	△	△	△
	歴史資料	△	△	△	△	△	
無形文化財		△	×	×	△	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	×	○	○	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	

類 型		水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域
記念物	遺跡	○	○	○	○	○
	名勝地	×	×	×	×	×
	動物・植物・地質鉱物	△	△	×	△	△
文化的景観		△	×	×	△	×
伝統的建造物群		×	×	×	×	×

○：調査済 △：調査不足 ×：調査未実施

【水沢地域】

建造物、遺跡の把握調査が実施されています。工芸品を除く美術工芸品、無形文化財、有形・無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は調査不足です。工芸品は把握調査が行われていません。

【江刺地域】

建造物、彫刻、古文書、遺跡の把握調査が実施されています。工芸品、書跡・典籍、考古資料、歴史資料、有形・無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は調査不足です。絵画、無形文化財、文化的景観は把握調査が行われていません。

【前沢地域】

建造物、遺跡の把握調査が実施されています。彫刻、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、無形の民俗文化財は調査不足です。そのほかの種類の文化財は把握調査が行われていません。

【胆沢地域】

建造物、彫刻、有形の民俗文化財、遺跡の把握調査が実施されています。工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、無形文化財、無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は調査不足です。絵画は把握調査が行われていません。

【衣川地域】

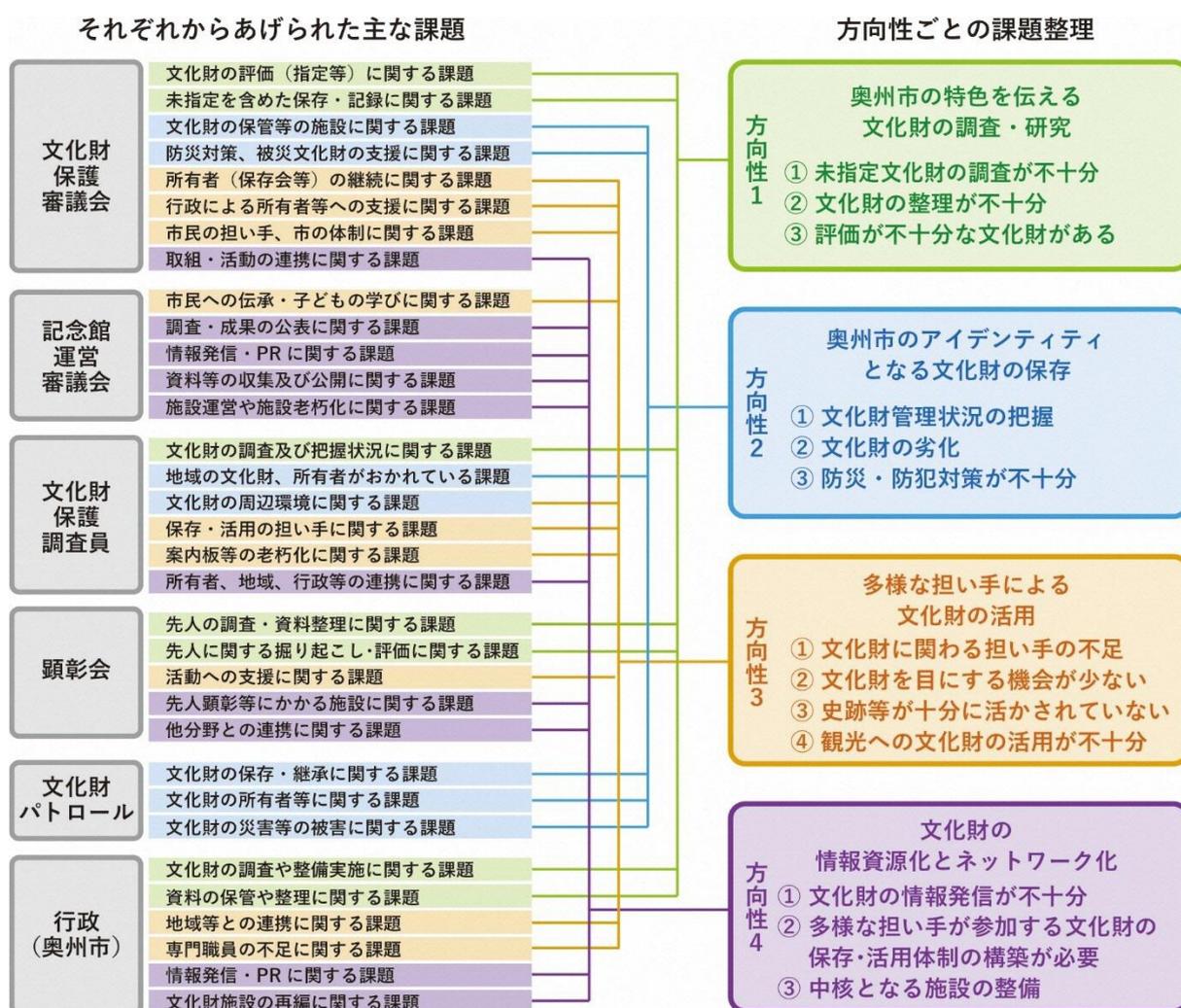
建造物、有形の民俗文化財、遺跡の把握調査が実施されています。絵画を除く美術工芸品、無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は調査不足です。絵画、無形文化財、文化的景観は把握調査が行われていません。

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1 課題と方針の考え方

第4章で整理した方向性に沿って、課題と方針を整理します。

課題は、これまでの文化財保護審議会や記念館運営審議会等で専門家や協議会委員から挙げられた事項、本計画作成にあたり開催した顕彰会との意見交換の内容、文化財パトロール等で把握した課題等から抽出しました。



課題の抽出と方向性ごとの整理

2 課題と方針

以下には、これまでに把握されていた課題をまとめ、それに対する方針を記述します。なお、各々の方針には第7章に対応措置を示します。

方向性1 奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究

課題と方針

課題① 未指定文化財の調査が不十分

市内に残る未指定文化財について、把握調査が行われていない地域や文化財類型があり、把握調査が必要です。また、既に把握している文化財についても、詳細調査が実施されておらず、価値が明らかでない文化財も多くあります。

方針① 未指定文化財調査の実施

未指定文化財の把握調査を進めます。歴史的建造物や埋蔵文化財、活動が難しくなった無形民俗文化財については、記録調査を実施します。また、必要に応じて詳細調査を行います。調査にあたっては、専門家や市民から協力を得ながら進めます。

課題② 収蔵文化財の整理が不十分

市では、これまで多くの歴史資料等を収集してきましたが、整理が不十分なものがあります。また、文化財は施設ごとに管理されていますが、統一的な管理ができていません。

方針② 収蔵文化財の整理

市で所蔵する歴史資料・考古資料等について、必要に応じて研究機関等と連携し、整理作業を実施します。また、市内の各施設に保管されている文化財の把握調査を実施します。

課題③ 評価が不十分な文化財がある

普遍的な価値を有する文化財については、文化財指定・登録等を行い、保存を図る必要があります。市内には、価値が明らかでなく、指定等の措置が取られていない文化財が数多く所在しています。

方針③ 文化財指定等の推進

詳細調査の結果を基に、文化財の指定等を検討します。指定文化財等の候補については、文化財保護調査員等からの情報を集約し、文化財保護審議会から助言を得つつ、計画的に調査を実施します。

方向性2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存

課題と方針

課題① 文化財管理状況の把握

指定文化財の管理について、定期的な状態把握が必要です。また、建物の建替え等により、個人が所有する未指定文化財が滅失する事例が増加しています。

方針① 文化財保存体制の強化

所有者による保管が困難となった文化財については、行政で相談を受け付けます。また、文化財の保存状況等を定期的に確認します。

課題② 文化財の劣化

老朽化等により劣化が進んでいる文化財、保存環境が整っていない文化財などが所在しています。また、劣化が進行している文化財に対して、修繕等の処置が不十分なものがあります。

方針② 文化財の修繕等実施

指定文化財については、所有者が行う修繕等を支援します。市所有の歴史的建造物については、劣化状況に応じて計画的に修繕・修理を進めていきます。

課題③ 防災・防犯対策が不十分

所有者等が災害に対するリスクを十分に把握するとともに、災害に対する備えを行うことが必要です。また、災害や犯罪が発生し、被害が生じた場合の連絡体制及び被災した文化財を救済する体制の整備が必要です。

方針③ 防災・防犯体制の充実

個別の文化財について被災リスクを把握し、災害に備えます。また、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針（文化庁）」、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年（2020）12月改訂、文化庁）、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年（2019）9月、文化庁）等を基に、所有者に対して災害対策等を周知します。また、災害発生時に文化財レスキューを行う体制を構築します。

方向性3 多様な担い手による文化財の活用

課題と方針

課題① 文化財に関わる担い手の不足

文化財に対する認識が変化し、文化財を後世に伝える担い手が減少しています。特に、無形民俗文化財の後継者不足が顕在化しており、対策が必要です。

方針① 文化財保存の担い手育成

学校教育や生涯学習、市民活動などと連携して、文化財への理解を深める機会を設け、担い手を育成します。

課題② 文化財を目にする機会が少ない

市民の暮らしのなかで、文化財を目にする機会が減少しています。奥州市の歴史文化を伝える文化財が持つ魅力を、十分に感じることができていません。

方針② 文化財の公開促進

市民が文化財を身近なものとして認識できるよう、所有者等と連携し文化財の公開を進めます。文化財施設では、展示を通じて文化財を知る機会を設けます。

課題③ 史跡等が十分に活かされていない

市では多くの史跡等を管理していますが、適切な環境を維持することが必要です。また、市民や観光客に対して、文化財が持つ価値を十分に伝えるために、史跡の活用が求められます。

方針③ 史跡等の保護・管理と活用

保存活用計画等に基づき、史跡等の環境を維持します。また、史跡整備基本計画に基づき、史跡の整備を進めます。

課題④ 観光への文化財の活用が不十分

市内には多様な文化財がありますが、観光資源として十分に活かすことができていません。また、多くの文化財は隣接の市町村と関連するものであるため、連携して取り組みを進めていく必要があります。

方針④ 観光分野での文化財活用の促進

観光分野と連携し、文化財の活用を促進していきます。

方向性4 文化財の情報資源化とネットワークの構築

課題と方針

課題① 文化財の情報発信が不十分

市内では研究機関や歴史遺産課などが様々な文化財調査を進めていますが、その成果の市内外への情報発信が不足しています。文化財を活用するためには、デジタル化も含めた効果的な情報発信が必要です。

方針① 調査成果の情報発信強化

市で行った調査の成果を市民に伝える機会を充実させます。また、文化財のデジタルアーカイブ化を進め、情報発信の基盤を強化します。

課題② 多様な担い手が参加する文化財の保存・活用体制の構築が必要

文化財の保存・活用に関する課題が複雑化しており、それに対応する体制の構築が必要となっています。文化財の保存・活用の体制を維持するためには、多様な担い手が広域で連携したネットワークが必要です。

方針② 広域連携による保存・活用体制の強化

市内団体同士の連携体制を充実させつつ、研究機関などとも協力関係を築きながらネットワークを構築し、文化財の保存・活用に関する体制を強化していきます。

課題③ 中核となる施設の整備

文化財施設の老朽化による、文化財の保存環境の悪化が懸念されています。これに加え、文化財の保存・活用に関する多様な課題に対応できる機能を持った文化財施設の必要性が高まっています。

方針③ 文化財施設の整備

文化財施設に将来的に必要となる機能や望ましい文化財の保存環境等を検討したうえで、既存の文化財施設を再編します。

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1 措置の考え方

第6章の方針を踏まえ、本計画の計画期間に実施する措置を下記のとおり設定します。

措置にあたっては、事業名・事業概要・事業主体・想定される財源・実施期間を明示します。各項目では、次のとおり用語を定義します。

(1) 事業名・事業概要

事業の名称及び具体的な事業の内容

(2) 事業主体

行政…国・県・市・隣接自治体等の行政機関（博物館施設含む）

関係機関…教育機関・博物館等の指定管理者・文化財に関する事業団体等

研究機関…大学等の研究機関

地域…文化財に関係する民間団体、民間企業、地域団体、市民団体、住民

所有者…文化財の所有者（管理者）及び無形民俗文化財保持団体

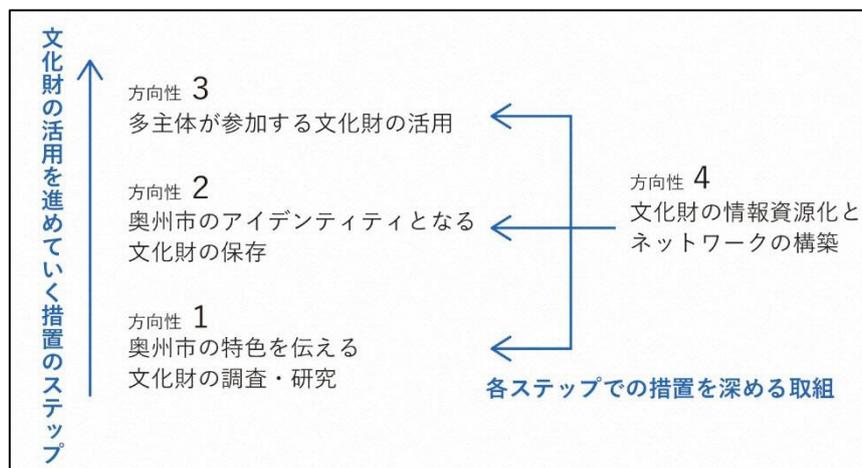
それぞれの事業主体が協働により事業を実施するものとし、表では、◎：主体的に取り組む、○：協働して取り組む、と表示します。

(3) 実施期間

本計画の計画期間である令和9年度（2027）から令和18年度（2036）までの10年間のうち、前期（1～5年目、令和9年度～令和13年度）、後期（6～10年目、令和14年度～令和18年度）とし、主として実施する期間をいずれかの期間もしくは期間をまたがる形で進めていきます。

(4) 想定される財源

各事業は、市費、県費、国費（文化財関係補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金ほか）、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。



4つの方向性と措置の関係

2 措置

方向性1 奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働して取り組む

番号	事業名	事業概要	事業主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
方針① 未指定文化財調査の実施									
1	未指定文化財の把握調査	把握調査の行われていない未指定文化財について、必要に応じて把握調査を実施する。	◎	○	○	○			
2	文化的景観の調査（把握・詳細）	胆沢平野の散居集落等の文化的景観について、把握・詳細調査を実施する。	◎		○				
3	美術工芸品（彫刻）の調査（把握・詳細）	調査未実施の美術工芸品（彫刻）について、把握・詳細調査を実施する。	◎						
4	先人資料の調査（把握・詳細）	地域出身の先人に関する資料の滅失を防ぐため、把握・詳細調査を進める。	◎	○		○			
5	平泉及び平泉前史の遺跡の調査（把握・詳細）	平泉及び平泉前史の遺跡について、把握・詳細調査を実施する。	◎	○	○				
6	無形民俗文化財の記録調査	活動不能となった指定無形民俗文化財の記録（動画・伝書・装束等）について、記録保存を進める。	◎			○			
7	埋蔵文化財の調査（記録・詳細）	遺跡範囲内の開発に伴う調査や記録保存のための調査を実施する。	◎	○			○		
8	歴史的建造物の調査（記録・詳細）	図面による記録が行われていない歴史的建造物について、記録・詳細調査を行う。	◎						
9	美術工芸品（古文書・歴史資料）の詳細調査	個人所有の美術工芸品（古文書・歴史資料）について、詳細調査を実施する。	◎	○	◎		○		
10	未指定無形民俗文化財の詳細調査	未指定無形民俗文化財の詳細調査を実施する。	◎				○		
方針② 収蔵文化財の整理									
11	市内施設管理資料の現況調査	市内の公的施設（学校施設・地区センター等）に保管されている文化財の把握・現況調査を行う。	◎				○		
12	収蔵文化財等の詳細調査	収蔵文化財（歴史資料等）について、産学官連携事業を中核として、関係する研究機関等と協働で詳細調査を実施する。	◎	○	◎	○			
13	考古資料管理台帳の整備	市内の公的施設に保存されている出土品の台帳を整備する。	◎	○					
方針③ 文化財指定等の推進									
14	市指定文化財指定基準の明文化	文化財指定の基準を明文化する。	◎						
15	未指定文化財の指定等検討	未指定文化財の詳細調査結果に基づき、指定等に関して文化財保護審議会から意見を聞く。	◎						
16	市指定文化財候補案件の情報集約	文化財保護調査員等を通じて市指定文化財候補案件の情報を集約する。	◎	○		○			

番号	事業名	事業概要	事業主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
17	県指定文化財候補案件の情報提供	県指定候補案件の文化財について、県に情報提供を行う。	◎						

方向性2 奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働して取り組む

番号	事業名	事業概要	事業主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
方針① 文化財保存体制の強化									
18	文化財の保存に関する窓口の周知	家屋建て替え等による文化財の滅失を防ぐため、相談窓口の周知を行う。	◎						
19	文化財保護調査員の委嘱	地区における文化財の相談・調査を担う文化財保護調査員を委嘱する。	◎			○			
20	文化財パトロールの実施	文化財保護調査員による文化財パトロールを実施し、文化財の現況調査を行う。	◎	○		○	○		
21	指定無形民俗文化財の後継者育成支援	指定無形指定文化財の後継者育成について、用具更新や練習会場の周知等を通じて支援する。	◎	◎			◎		
22	文化財関係職員の知識・技術向上	文化財関係職員の知識・技術向上のため、研修を実施するほか、市外で開催される研修への参加を計画的に行う。	◎	◎					
方針② 文化財の修繕等実施									
23	指定文化財保護事業への支援	指定文化財の所有者等が行う修繕などの事業への支援を行う。また、適宜民間財団等の補助金を紹介する。	◎				◎		
24	旧高橋家住宅修理事業	劣化が著しい国重要文化財旧高橋家住宅の修理事業を行う。	◎			○			
25	正法寺本堂等修理事業	国指定重要文化財正法寺本堂の茅葺屋根の修理等を行う。	◎				◎		
26	後藤伯記念公民館修理事業	国登録有形文化財後藤伯記念公民館の修理を行う。	◎						
27	齋藤子爵水沢文庫修理事業	齋藤子爵水沢文庫（図書館）の修理事業を行う。	◎			○			
28	旧安倍家住宅修理事業	国登録有形文化財旧安倍家住宅の主屋及び土蔵の修理を行う。	◎						
29	歴史的建造物の計画的修繕	歴史的建造物の劣化を防ぐため、計画的に修繕を実施する。	◎				◎		
30	黒石の十三塚の修理及び環境整備	重要有形民俗文化財黒石の十三塚について修理を検討し、修理までは除草等の環境整備を行う。	◎				○		
方針③ 防災・防犯体制の充実									
31	文化財被災リスクの把握	文化財所在地と災害警戒区域を重ね合わせ、文化財の被災リスクを事前に把握する。	◎	○			○		

番号	事業名	事業概要	事業主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
32	文化財レスキューに関する体制の整備	市内での災害発生時に、文化財レスキューを行えるよう、関係機関を交えた体制を構築する。	◎	○	○	○	○		
33	文化財防火デー関連事業の実施	消防署・消防団と連携し、文化財防火デーの消防訓練と防火パトロールを実施する。	◎	◎			○	◎	
34	旧後藤家住宅消防設備の修理事業	国重要文化財旧後藤家住宅の消防設備の修理事業を行う。	◎						
35	文化財防犯体制の整備	所有者等が実施する文化財の防犯対策について、助言等を行う。	◎				○	○	

方向性3 多様な担い手による文化財の活用

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働して取り組む

番号	事業名	事業概要	事業主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
方針① 文化財保存の担い手育成									
36	学校教育との連携	ふるさと学習・出前講座などで小中高生が文化財に触れる機会を設け、小中高生の地域の文化財への理解を深める。	◎	◎			○	○	
37	学校向けの文化財施設情報等の充実	市内小中学校向けの文化財施設・文化財情報等の充実を図る。	◎	○					
38	古文書解読事業の実施	市内の古文書関係団体と協働で市所蔵古文書の解読を進め、解読集を発刊する。	◎	◎			○		
39	おうしゅう伝統文化親子教室等の開催	民俗芸能衣装の着用体験などを通じて、小中学生への民俗芸能の関心を高める。	○	◎				◎	
40	冬の3館ウォークの開催	冬期間に、記念館施設で高校生以下対象の「冬の3館ウォーク」を実施する。	◎	○			◎		
41	先人顕彰に関する市民活動の支援	市民が実施する先人顕彰事業を支援する。	○	○			◎		
42	牛の博物館ボランティアの育成・活動支援	牛の博物館ボランティア「キャトルサンク」などの市民有志と協働して活動を進め、博物館への理解を促進する。	◎	○			◎		
方針② 文化財の公開促進									
43	文化財施設の運営	市内の博物館・記念館・郷土資料館等で文化財の展示や教育普及活動を行い、市民の文化財への理解を深める。	◎	◎					
44	地区における文化財の活用	地区における文化財の活用事業について、地区と協働して実施する。	◎		○		◎	◎	
45	市所有歴史的建造物の公開	市が所有する旧後藤家住宅や旧岩谷堂共立病院、旧後藤正治郎家住宅などの歴史的建造物を公開する。	◎						

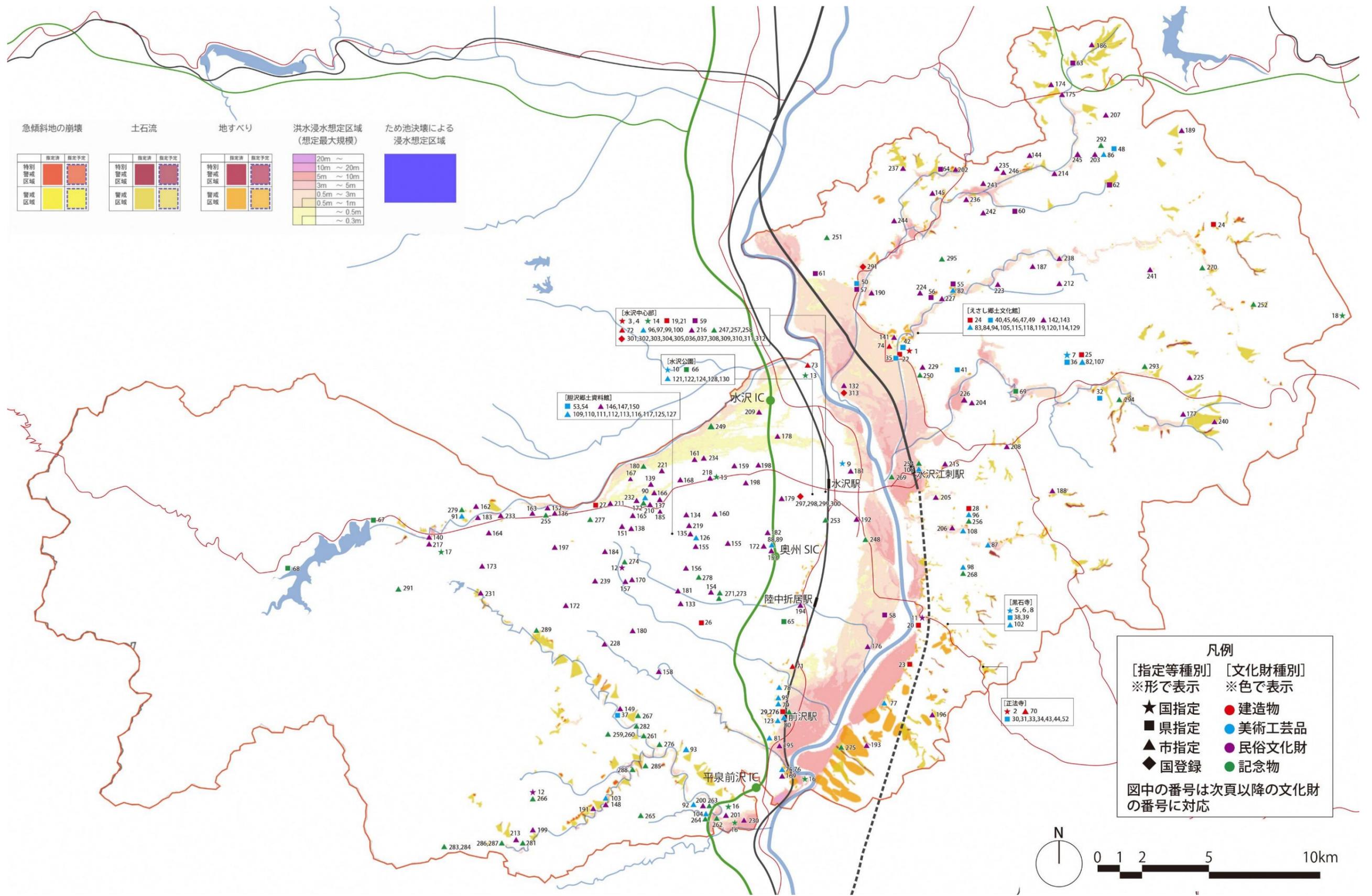
番号	事業名	事業概要	事業主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
46	旧臨時緯度観測所関係施設の公開	国登録文化財旧臨時緯度観測所関係の建造物を公開する。	◎	◎	◎				
47	国登録有形文化財等の保存活用計画策定	国登録有形文化財等の保存活用計画を策定する。	◎			○			
48	国指定文化財等の公開促進	木造薬師如来坐像や木造兜跋毘沙門天立像など、寺社仏閣などで管理されている文化財を公開する。	○			○	◎		
49	奥州市郷土芸能祭の実施	無形民俗文化財等の発表機会を確保するため、奥州市郷土芸能祭を実施する。	◎	○			◎		
50	無形民俗文化財演舞動画のインターネット公開	動画閲覧サイトに、無形民俗文化財保持団体の芸能演舞の動画を掲載する。	◎	○			◎		
51	歴史公園の周知・公開	胆沢城跡歴史公園・館山公園等の歴史公園を周知・公開する。	◎			○			
52	歴史公園再編等の検討	歴史公園の再編等を検討する。	◎						
方針③ 史跡等の保護・管理と活用									
53	史跡等の環境整備	史跡について、除草等の環境整備を行う。	◎			○			
54	長者ヶ原廃寺跡の整備	長者ヶ原廃寺跡整備基本計画に基づいて整備を進め、活用を図る。	◎			○			
55	白鳥館遺跡の整備	白鳥館遺跡整備基本計画に基づいて整備を進め、活用を図る。	◎			○			
56	大清水上遺跡の整備	大清水上遺跡保存管理計画に基づき、整備等の検討を行い、活用を図る。	◎			○			
57	角塚古墳の整備	史跡角塚古墳保存活用計画に基づいて整備を進め、活用を図る。	◎			○			
58	接待館遺跡の整備	接待館遺跡保存活用計画に基づき、整備に必要な詳細調査等を実施する。	◎			○			
59	胆沢城跡保存活用計画の改定	胆沢城跡保存活用計画（旧保存管理計画）を改定する。	◎	○		○	○		
方針④ 観光分野での文化財活用の促進									
60	いわて平泉歴史文化観光地域計画の推進	いわて平泉歴史文化観光地域計画の事業を推進する。	◎	○		○			
61	ガイドボランティアとの連携	市内で活動するガイドボランティア団体と連携し、文化財に関するガイドボランティアの育成等を支援する。	◎			◎			
62	前沢牛まつり・奥州前沢商工まつりへの協力	牛の博物館が前沢牛まつり・奥州前沢商工まつりで移動博物館を実施する。	◎			○			
63	日高火防祭の開催	県指定文化財日高火防祭を開催する。	○			○	◎		
64	市内の祭り行事への民俗芸能団体出演	民俗芸能団体が、市内で行われる祭り行事（江刺甚句まつり・江刺夏まつり・衣川まつり等）に出演する。	○	◎		○	◎		
65	えさし藤原の郷での定期公演	江刺地域の鹿踊団体が定期公演に出演する。	○	◎			◎		
66	胆沢城跡での事業実施	胆沢城跡で平安感謝祭等（プロジェクションマッピング等）の史跡活用事業を実施する。	○	◎					

方向性4 文化財の情報資源化とネットワークの構築

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：協働して取り組む

番号	事業名	事業概要	事業主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
方針① 調査成果の情報発信強化									
67	地域史研究講座の開催	文化財関係の調査成果報告会として、地域史研究講座を実施する。	◎	◎					
68	埋蔵文化財調査報告会の開催	市内で行われた埋蔵文化財の調査成果報告会を開催する。	◎	◎					
69	奥州市文化財調査速報展の開催	市内巡回の奥州市文化財調査速報展を開催し、調査成果を市民向けに発信する。	◎	◎			○		
70	文化財デジタルアーカイブの充実	文化財のデジタルアーカイブ化を進める。	◎	○	◎				
71	ホームページ・SNSでの情報発信	ホームページやSNSでの情報発信を増やし、文化財情報やイベント情報の周知を行う。	◎	◎			○		
72	画像利用基準の見直し	画像利用の基準や手続きを簡略化し、利用促進を図る。	◎						
方針② 広域連携による保存・活用体制の強化									
73	市内無形民俗文化財保持団体の連携促進	市内の無形民俗文化財保持団体のネットワーク構築を図り、団体間の連携を促進する。	○	○				◎	
74	産学官三者連携事業の推進	合同会社 AMANE・国立歴史民俗博物館メタ資料科学研究センター・奥州市教育委員会で実施している産学官連携事業を推進する。	◎	◎	◎	○			
75	研究機関との共同研究等の実施	研究機関と共同研究等で連携し、市内の文化財に関する研究を進める。	◎	○	◎				
76	動物の標本づくり自主練習の開催	牛の博物館に収蔵する動物標本の作製（記録調査）を、市内外から参加者を募って開催する。	◎			◎			
77	ひらいずみ遺産の普及啓発	岩手県・平泉町・一関市とともに、ひらいずみ遺産の普及啓発活動を行う。	◎	○		○			
78	定住自立圏域内の小中学生の博物館・記念館の無料化	圏域内の小中学生の博物館・記念館等の入館料を無料とし、広域的な利用を促進する。	◎	◎					
79	定住自立圏域内での民俗芸能振興事業の実施	定住自立圏域内の芸能祭等に、無形民俗文化財保持団体を派遣する。また、定住自立圏構成自治体から無形民俗文化財保持団体を市郷土芸能祭に受け入れる。	◎	◎			◎		
80	文化財保存活用支援団体指定の検討	取り組み状況に応じて、文化財保存活用支援団体の指定を検討する。	◎	○	○	◎	◎		
方針③ 文化財施設の整備									
81	文化財施設再編等検討委員会の開催	市内文化財施設の将来的なあり方を検討するため、再編等検討委員会を設置し、議論を進める。	◎	○		○			
82	文化財に関するニーズ調査	市内の文化財及び文化財施設に関するニーズを把握するため、必要な調査を実施する。	◎		○				

番号	事業名	事業概要	事業主体					実施期間	
			行政	関係機関	研究機関	地域	所有者	前期	後期
83	文化財施設再編	再編等検討委員会の結論に基づき、文化財施設の再編等を行う。	◎	○		○			



指定等文化財の分布とハザードマップの重ね合わせ

番号	名称	分類			指定等	番号	名称	分類			指定等
1	旧後藤家住宅	有形文化財	建造物		国	37	木造薬師如来坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県
2	正法寺本堂・庫裏・惣門附鐘楼堂一棟・客殿御建替御普請地絵図並小雛形仕様書大圖一通	有形文化財	建造物		国	38	木造日光・月光菩薩立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県
3	日高神社本殿	有形文化財	建造物		国	39	木造十二神将像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県
4	旧高橋家住宅	有形文化財	建造物		国	40	木造阿弥陀如来立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県
5	木造薬師如来坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	国	41	木造釈迦如来坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県
6	木造僧形坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	国	42	木造地藏菩薩坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県
7	木造兜跋毘沙門天立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	国	43	木造釈迦三尊坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県
8	木造四天王立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	国	44	桐竹文綾九条袈裟附包裂等付属品一括	有形文化財	美術工芸品	工芸品	県
9	留守家文書	有形文化財	美術工芸品	古文書	国	45	短刀 銘 奥州舞草光長	有形文化財	美術工芸品	工芸品	県
10	高野長英関係資料	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	国	46	銅三尊像懸仏	有形文化財	美術工芸品	工芸品	県
11	黒石の十三塚	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	国	47	刀 銘 新藤源國義	有形文化財	美術工芸品	工芸品	県
12	鬼剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	国	48	鉦鼓 附 懸架・撞木	有形文化財	美術工芸品	工芸品	県
13	胆沢城跡	記念物	史跡		国	49	鉦鼓	有形文化財	美術工芸品	工芸品	県
14	高野長英旧宅	記念物	史跡		国	50	金銅聖観音坐像懸仏	有形文化財	美術工芸品	工芸品	県
15	角塚古墳	記念物	史跡		国	51	剣	有形文化財	美術工芸品	工芸品	県
16	柳之御所・平泉遺跡群(白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡)	記念物	史跡		国	52	紙本墨書正法眼蔵附 正法眼蔵雜文	有形文化財	美術工芸品	書跡・典籍	県
17	大清水上遺跡	記念物	史跡		国	53	角塚古墳出土埴輪	有形文化財	美術工芸品	考古資料	県
18	「イーハトーブの風景地」種山ヶ原	記念物	名勝		国	54	石庖丁	有形文化財	美術工芸品	考古資料	県
19	瑞山神社(祖霊舎)	有形文化財	建造物		県	55	巡礼納札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	県
20	千葉家住宅門	有形文化財	建造物		県	56	まいりの仏	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	県
21	武家住宅(後藤新平旧宅)	有形文化財	建造物		県	57	まいりの仏	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	県
22	旧岩谷堂共立病院	有形文化財	建造物		県	58	姉体庚申塔(寛永十二年銘)	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	県
23	旧後藤正治郎家住宅	有形文化財	建造物		県	59	日高火防祭	民俗文化財	無形民俗文化財	風俗慣習	県
24	麓山神社本殿 附棟札	有形文化財	建造物		県	60	鴨沢神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	県
25	智福毘沙門堂 附棟札	有形文化財	建造物		県	61	鹿踊り	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	県
26	八幡神社本殿 附棟札	有形文化財	建造物		県	62	江刺市梁川金津流鹿踊 付 金津流鹿踊本體巻及び金津流鹿踊伝授之目録	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	県
27	於呂閉志胆沢川神社厨子(旧伊達宗章靈廟厨子)	有形文化財	建造物		県	63	久田鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	県
28	千養寺観音堂	有形文化財	建造物		県	64	広瀬人形芝居常楽座	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能	県
29	太田家住宅(太幸邸)主屋及びその庭・土蔵・表門・前座敷・炊場並びに西側の塀	有形文化財	建造物		県	65	明後沢古瓦出土地(明後沢遺跡)	記念物	史跡		県
30	絹本着色開山良詔画像	有形文化財	美術工芸品	絵画	県	66	駒形神社並びに水沢公園のヒガン系桜群	記念物	天然記念物	植物	県
31	絹本着色十六羅漢像	有形文化財	美術工芸品	絵画	県	67	胆沢川流域ユキツバキ群落	記念物	天然記念物	植物	県
32	聖観音菩薩画像	有形文化財	美術工芸品	絵画	県	68	若柳ヒメカユウ群落	記念物	天然記念物	植物	県
33	木造如意輪観音坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県	69	藤里の珪化木	記念物	天然記念物	地質鉱物	県
34	木造僧形坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県	70	正法寺開山堂・小方丈	有形文化財	建造物		市
35	銅造阿弥陀如来立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県	71	竈神社本殿	有形文化財	建造物		市
36	木造十一面観音立像外	有形文化財	美術工芸品	彫刻	県	72	旧内田家住宅主屋及びび門	有形文化財	建造物		市
						73	鎮守府八幡宮本殿・拜殿	有形文化財	建造物		市
						74	中善蔵	有形文化財	建造物		市

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

番号	名称	分類			指定等	番号	名称	分類			指定等
75	絹本竹之図墨絵	有形文化財	美術工芸品	絵画	市	117	須恵器坏型土器	有形文化財	美術工芸品	考古資料	市
76	絹本鷹之図墨絵	有形文化財	美術工芸品	絵画	市	118	経壺	有形文化財	美術工芸品	考古資料	市
77	木造千手観音立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	119	須恵器系波状文四耳壺	有形文化財	美術工芸品	考古資料	市
78	木造釈迦如来立像(三沢初子持仏) 附厨子、釈迦堂創建記石板、釈迦堂棟札	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	120	比賢館の版木	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
						121	高野長英獄中角筆詩文(伝爪書)	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
79	木造十一面観音立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	122	シーボルト処方箋	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
80	金命丸本鋪看板	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	123	海国兵談(版本)	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
81	木造五百羅漢像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	124	西説医原枢要(版本)	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
82	木造僧形坐像外	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	125	市野々の算額	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
83	木造毘沙門天立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	126	化粧坂の算額	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
84	木造聖観音立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	127	上伊澤元禄絵図	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
85	木造十一面観音立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	128	仙台水沢住坂本運治行盛作火縄銃	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
86	獅子頭	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	129	中善算額	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
87	木造神面	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	130	鳥の鳴聲(和寿禮か多美)	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	市
88	木造地藏菩薩坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	131	佐倉河東広町のまいりの仏	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
89	銅造蔵王権現像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	132	船絵馬	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
90	木造十一面観音菩薩座像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	133	恩俗長根の追分石	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
91	木造山神立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	134	国分の追分石	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
92	木造孝養太子立像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	135	化粧坂の追分石	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
93	木造地藏菩薩坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	136	堰袋の追分石	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
94	中善観音	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	137	供養塚の追分石(馬頭碑)	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
95	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	美術工芸品	彫刻	市	138	幅下の追分石	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
96	銅鐘	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	139	供養塚の追分石(鹿嶋大明神)	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
97	長胴太鼓(時太鼓)	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	140	市野々の追分石	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
98	金銅華鬘	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	141	館山の板碑(延慶の碑)	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
99	石灯笼	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	142	駒籠の板碑(嘉暦の碑)	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
100	石灯笼	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	143	館山の板碑(康永の碑)	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
101	銅鐘	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	144	七日市の板碑(延文の碑)	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
102	銅鐘	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	145	柿ノ木の板碑(貞治の碑)	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
103	金銅阿弥陀如来坐像懸仏	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	146	市野々のまいりの仏	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
104	銅罎口	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	147	若柳愛宕のまいりの仏	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
105	懸仏	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	148	河内の月山神社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
106	鉦鼓	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	149	寺田の墨書板碑	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
107	木製供具(華瓶・高坏)	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	150	中萱刈窪のまいりの仏	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
108	龍文真形鉄湯釜	有形文化財	美術工芸品	工芸品	市	151	八幡屋敷の八幡社幟	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
109	明善寺文書	有形文化財	美術工芸品	古文書	市	152	堰袋の馬頭観世音堂寄進札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
110	小山の久保五嶋家文書	有形文化財	美術工芸品	古文書	市	153	森の胆堀神社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
111	若柳の油地千田家文書	有形文化財	美術工芸品	古文書	市	154	大畑の山王権現社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市
112	若柳の惣之町阿部家文書	有形文化財	美術工芸品	古文書	市						
113	新里の中屋敷千田家文書	有形文化財	美術工芸品	古文書	市						
114	江刺郡片岡村伊達左兵衛在郷屋敷絵図	有形文化財	美術工芸品	古文書	市						
115	白磁四耳壺	有形文化財	美術工芸品	考古資料	市						
116	暗文のある坏型土器	有形文化財	美術工芸品	考古資料	市						

番号	名称	分類			指定等	番号	名称	分類			指定等
155	長檀の御駒社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	191	川内神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
156	高縁の神明神社棟札・幟	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	192	瀬台野神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
157	伊勢堂の伊勢堂棟札・幟	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	193	赤生津神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
158	大袋の不動尊堂棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	194	熊野神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
159	机地の弁財天堂幟	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	195	白鳥神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
160	宝蔵山宝寿寺棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	196	成岡田神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
161	熊野の熊野社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	197	西風神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
162	下鹿合の子養観音堂棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	198	南下幅熊野権現舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
163	愛宕の愛宕神社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	199	大原神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
164	観音堂の観音堂棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	200	川西獅子舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
165	大町の伊勢堂棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	201	川東神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
166	松原の熊野社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	202	歌書神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
167	化粧野の三嶋神社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	203	大償齋部流野口家伝栗生沢神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
168	新中の新山神社棟札	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	204	原体神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
169	四季耕作図絵馬	民俗文化財	有形民俗文化財	風俗慣習	市	205	鶯沢神楽(附 今野忠治旧蔵「神楽本」5冊、「神楽面」2面)	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
170	剣舞道化面	民俗文化財	有形民俗文化財	民俗芸能	市	206	黒田助獅子舞(附「獅子頭」1点、「太鼓」2点)	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
171	吉祥院能面	民俗文化財	有形民俗文化財	民俗芸能	市	207	中田太神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
172	中沢神楽面	民俗文化財	有形民俗文化財	民俗芸能	市	208	小田代神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市
173	山神社剣舞絵馬	民俗文化財	有形民俗文化財	民俗芸能	市	209	上幅庭田植踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(田楽・田植踊)	市
174	西沢目大名行列	民俗文化財	無形民俗文化財	風俗慣習	市	210	都鳥田植踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(田楽・田植踊)	市
175	やぶさめ	民俗文化財	無形民俗文化財	風俗慣習	市	211	出店田植踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(田楽・田植踊)	市
176	六日入白山神社献膳の儀	民俗文化財	無形民俗文化財	風俗慣習	市	212	元町座敷田植踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(田楽・田植踊)	市
177	伊手熊野神社蘇民祭	民俗文化財	無形民俗文化財	風俗慣習	市	213	大原田植踊り	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(田楽・田植踊)	市
178	奥州胆沢北下巾神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市	214	軽石座敷田植踊り	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(田楽・田植踊)	市
179	福原神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市	215	伊藤流行山鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市
180	狼ヶ志田神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市	216	奥野流富士麓行山鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市
181	愚俗神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市	217	市野々念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市
182	笹森神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市	218	行山流都鳥鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市
183	鹿合神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市	219	化粧坂念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市
184	十文字神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市	220	南下幅念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市
185	前谷地神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市	221	新里念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市
186	社風長京神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市						
187	小川原流和田神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市						
188	川内神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市						
189	岳流学間沢神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市						
190	佐野向神楽	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(神楽)	市						

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

番号	名称	分類		指定等	番号	名称	分類			指定等	
222	鹿合念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	260	松山寺のカヤ	記念物	天然記念物	植物	市
223	奥山行山流内ノ目鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	261	関袋のカヤ	記念物	天然記念物	植物	市
224	奥山行山流増沢鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	262	並木前のエドヒガン・コナラ合体木	記念物	天然記念物	植物	市
225	金津流伊手獅子躍	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	263	北館のエドヒガン	記念物	天然記念物	植物	市
226	原躰剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	264	山口のヒノキアスナロ	記念物	天然記念物	植物	市
227	増沢剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	265	後滝の沢のスギとフジ	記念物	天然記念物	植物	市
228	二の台念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	266	畦畑のスギ	記念物	天然記念物	植物	市
229	奥山行上流餅田鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	267	懸田のヒイラギ	記念物	天然記念物	植物	市
230	池田嗣念仏	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	268	長田のカヤ	記念物	天然記念物	植物	市
231	大平念仏剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	269	羽田八雲神社のイロハモミジ	記念物	天然記念物	植物	市
232	行山流供養塚鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	270	向平当のイチイ	記念物	天然記念物	植物	市
233	野山田念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	271	前大畑のイチイ	記念物	天然記念物	植物	市
234	柳田念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	272	小十文字のサイカチ	記念物	天然記念物	植物	市
235	軽石薩摩奴踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	273	前大畑のスギ	記念物	天然記念物	植物	市
236	奥山行山流鴨沢鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	274	大谷地のヤブツバキ	記念物	天然記念物	植物	市
237	奥山上山流歌書獅子躍	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	275	荒谷のイロハモミジ	記念物	天然記念物	植物	市
238	行山流角懸鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	276	太幸邸のウメ	記念物	天然記念物	植物	市
239	大畑平念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	277	土橋のエドヒガン	記念物	天然記念物	植物	市
240	奥山行山流地ノ神鹿踊	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	278	峠のトウゲダケ群落	記念物	天然記念物	植物	市
241	兄和田念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	279	鹿合のスギ	記念物	天然記念物	植物	市
242	鴨沢念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	280	明善寺のヒヨクヒバ	記念物	天然記念物	植物	市
243	軽石念佛剣舞	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	281	野崎のヤマトアオダモ	記念物	天然記念物	植物	市
244	金津流石関獅子躍	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	282	石ヶ沢のカヤ	記念物	天然記念物	植物	市
245	金津流野手崎獅子躍	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能(風流)	市	283	餅転のネズコ	記念物	天然記念物	植物	市
246	軽石歌舞伎「中村座」	民俗文化財	無形民俗文化財	民俗芸能	市	284	餅転のスギ	記念物	天然記念物	植物	市
247	留守家墓所	記念物	史跡		市	285	旧殿のコウヤマキ	記念物	天然記念物	植物	市
248	上姉体館跡	記念物	史跡		市	286	檜原のサルスベリ	記念物	天然記念物	植物	市
249	半入豪族屋敷	記念物	史跡		市	287	檜原のヤマボウシ	記念物	天然記念物	植物	市
250	豊田城跡碑	記念物	史跡		市	288	山岸のイチョウ	記念物	天然記念物	植物	市
251	瀬谷子窯跡	記念物	史跡		市	289	古館のエドヒガン	記念物	天然記念物	植物	市
252	人首山本の旧盛街道七里塚	記念物	史跡		市	290	古戸のサワラ	記念物	天然記念物	植物	市
253	真城中上野の旧奥州街道一里塚	記念物	史跡		市	291	増沢のエゾイタヤ	記念物	天然記念物	植物	市
254	水沢鋳物発祥の地	記念物	史跡		市	292	梁川のエドヒガン(種蒔桜)	記念物	天然記念物	植物	市
255	若柳堰袋の旧仙北街道一里塚	記念物	史跡		市	293	秋葉神社のスギ	記念物	天然記念物	植物	市
256	千養寺のカヤ	記念物	天然記念物	植物	市	294	戸隠神社のスギ	記念物	天然記念物	植物	市
257	日高神社のスギ	記念物	天然記念物	植物	市	295	袖山の輝石安山岩柱状節理	記念物	天然記念物	地質鉱物	市
258	大手町のスギ	記念物	天然記念物	植物	市	296	千葉家住宅主屋	有形文化財	建造物		国登録
259	松山寺のイチョウ	記念物	天然記念物	植物	市	297	旧緯度観測所本館(奥州宇宙遊学館)	有形文化財	建造物		国登録
						298	旧臨時緯度観測所本館(木村榮記念館)	有形文化財	建造物		国登録
						299	旧臨時緯度観測所眼視天頂儀室	有形文化財	建造物		国登録
						300	旧臨時緯度観測所眼視天頂儀目標台及び覆屋	有形文化財	建造物		国登録
						301	後藤伯記念公民館	有形文化財	建造物		国登録

番号	名称	分類			指定等
302	齋藤子爵水沢文庫図書庫	有形文化財	建造物		国登録
303	齋藤子爵水沢文庫図書閲覧所	有形文化財	建造物		国登録
304	旧安倍家住宅主屋	有形文化財	建造物		国登録
305	旧安倍家住宅板蔵	有形文化財	建造物		国登録
306	旧安倍家住宅土蔵	有形文化財	建造物		国登録
307	旧安倍家住宅表門	有形文化財	建造物		国登録
308	旧安倍家住宅庭門	有形文化財	建造物		国登録
309	旧高野家住宅古稀庵	有形文化財	建造物		国登録
310	旧高野家住宅新座敷	有形文化財	建造物		国登録
311	旧高野家住宅板倉	有形文化財	建造物		国登録
312	旧高野家住宅瑞臯文庫	有形文化財	建造物		国登録
313	愛宕神社本殿（旧愛宕山大権現堂）	有形文化財	建造物		国登録

第8章 文化財の保存・活用の体制

1 推進体制

本計画を推進するためには、行政機関のみならず、文化財所有者や地域住民、専門家の協力と連携が不可欠です。そのため、歴史遺産課を中心に本計画に記載された事業を展開しつつ、進捗については奥州市文化財保護審議会の確認・助言を得ながら推進していくこととします。個別事業の推進にあたっては、所有者や地域住民、関係機関との調整を行い、必要に応じて国・県や専門家の指導・助言を得ながら進めていきます。

各事業主体（第7章参照）の役割を、以下に示します。

（1）行政の役割

- ①法などの関連法令に基づいて事務事業を適切に執行し、本計画を運用することで、文化財の保存・活用を推進します。
- ②文化財の保存・活用のための連携・協働の体制及び仕組みづくりを進め、政策の制度設計及び必要な財政措置を講じます。
- ③奥州市の文化財担当主管課は、歴史遺産課です。文化財施設での文化財の保存・活用の取り組みを充実させるとともに庁内関係課と連携を深め、情報共有を積極的に行うことで、全庁的な推進体制構築を目指します。
- ④奥州市に加えて、国（文化庁）、岩手県などとも本計画で示す文化財の保存・活用の方針を共有し、必要な協力を得るなど行政間における連携の強化を図ります。

（2）関係機関の役割

- ①それぞれの活動領域において、専門性を活かして文化財の保存・活用に取り組みます。
- ②小中学校などの教育機関では、郷土学習などを通じて文化財に対する学びや地域への理解を深め、郷土愛の醸成へとつなげます。
- ③文化財に関連して活動する事業者や団体は、行政や専門家等とも連携して活動を広げます。
- ④それぞれの活動においては、他団体、事業者の活動との連携を深めて、分野や地域を超えた活動を実現します。

（3）研究機関の役割

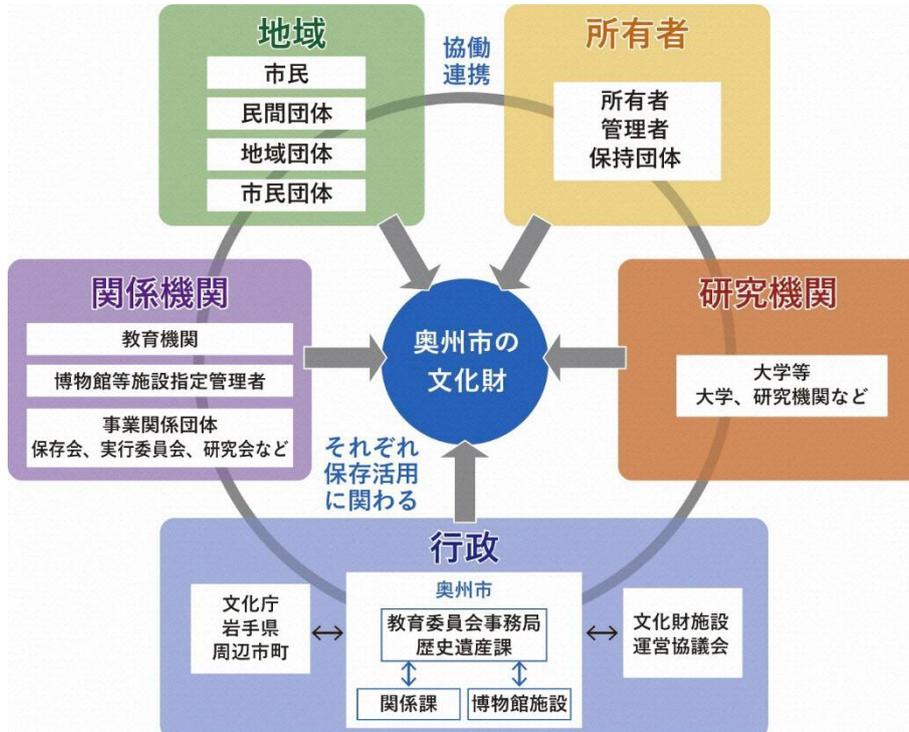
- ①文化財に関する調査研究を行い、専門的観点から文化財の価値付けなどを行います。
- ②調査研究の成果は、行政や地域と協働して積極的に情報発信し、市民等と価値を共有することで、文化財愛護の意識醸成や取り組み支援、人材育成につなげます。
- ③奥州市に関わる各分野の専門家は、行政等が行う取り組みに参加し、専門的観点から助言を行います。

(4) 地域の役割

- ①市民は、地域のアイデンティティを表す文化財が身近に伝わっていることを意識し、文化財に関する保存・活用の取り組みに参加・協力します。
- ②民間団体や民間企業は、地域社会の一員として、地域の文化財への理解を深め、事業活動に活かします。
- ③地域団体、市民団体は、コミュニティの活性化や市民間の交流などの多様な視点から、文化財の保存・活用の取り組みを進めます。
- ④市民や地域で活動する団体は、地域における保存・活用の牽引役として、取り組みに対して多様な担い手の参加を促し、文化財の価値や魅力を磨き、発信します。

(5) 所有者の役割

- ①所有者（管理者・保持団体）は、文化財を適切に保存するとともに、可能な範囲で情報発信や公開等の活用を行い、文化財の有する価値を市民等と共有します。
- ②保存・活用にあたっては、地域住民やボランティアなどの参加を積極的に進め、文化財を継承するための人材育成や仕組みづくりに努めます。
- ③保存・活用に関する現状や直面している課題などについて、行政に情報提供を行い、共有します。



保存・活用体制のイメージ

2 奥州市の体制

本計画を推進するにあたり、行政、関係機関、研究機関、地域、所有者などによる以下の体制を構築します。

奥州市文化財保存活用地域計画の推進体制

行政
奥州市
<p>【文化財担当主管課】 教育委員会事務局歴史遺産課（職員 10 名、うち学芸員 8 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化財の調査・保存・活用に関すること ②博物館・記念館・郷土資料館・奥州市埋蔵文化財調査センターの管理運営 <p>教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室（職員 5 名、うち学芸員 4 名） 世界遺産追加登録候補資産の調査・研究・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 4 名は歴史遺産課との兼務職員 <p>文化財保護調査員（各地区 1 名、合計 30 名）</p> <p>【文化財展示施設】</p> <p>博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> 奥州市牛の博物館（館長 1 名、学芸員 2 名、学芸調査員 3 名） ※学芸員 1 名は歴史遺産課との兼務職員 <p>記念館</p> <ul style="list-style-type: none"> 高野長英記念館（館長 1 名、学芸調査員 2 名） 後藤新平記念館（館長 1 名、学芸調査員 2 名） 斎藤實記念館（館長 1 名、学芸調査員 2 名） 菊田一夫記念館（館長 1 名、学芸調査員 2 名） ※菊田一夫記念館長は歴史遺産課との兼務職員 <p>郷土資料館</p> <ul style="list-style-type: none"> 奥州市武家住宅資料館（館長 1 名、学芸調査員 3 名） 胆沢郷土資料館 衣川歴史ふれあい館 <p>その他の文化財展示施設</p> <ul style="list-style-type: none"> めんこい美術館（生涯学習スポーツ課所管） 奥州宇宙遊学館（生涯学習スポーツ課所管） 消防記念館（危機管理課所管） えさし郷土文化館（観光物産課所管） 奥州市埋蔵文化財調査センター（歴史遺産課所管） ほか <p>【主な関係課】</p> <p>政策企画部政策企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策の総合調整、総合計画に関すること <p>政策企画部未来羅針盤課</p> <ul style="list-style-type: none"> ①未来羅針盤プロジェクトに関すること ②広聴・広報に関すること <p>総務部行革デジタル戦略課</p>

<ul style="list-style-type: none"> ①公共施設等個別施設管理計画に関すること ②情報政策の企画・総合調整に関すること <p>財務部財産運用課</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄附採納に関すること <p>協働まちづくり部地域づくり推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ、地区センターに関すること <p>協働まちづくり部生涯学習スポーツ課</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育、生涯学習、芸術・文化、社会教育・文化施設の運営に関すること <p>市民環境部危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消防施設に関すること ②防災・災害対応に関すること <p>商工観光部観光物産課</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光情報の発信、地域のまつり・イベントに関すること <p>都市整備部都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の決定・変更に関すること <p>教育委員会事務局学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校の運営に関すること <p>水沢総合支所・前沢総合支所地域支援グループ・胆沢総合支所地域支援グループ・衣川総合支所地域支援グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①郷土芸能祭の開催に関すること ②ニホンカモシカの保護・滅失に関すること
附属機関等
<p>奥州市文化財保護審議会 奥州市立記念館運営審議会 奥州市牛の博物館協議会 えさし郷土文化館運営協議会</p>
関係行政機関（国・県・隣接自治体）
<p>文化庁 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課 岩手県文化スポーツ部文化振興課 一関市 平泉町 定住自立圏構成団体（北上市、金ヶ崎町、西和賀町）</p>
関係機関
教育機関
<p>市内小学校 市内中学校 市内高等学校 市内特別支援学校</p>
博物館等施設指定管理者
<p>公益財団法人岩手県文化振興事業団（岩手県立博物館・岩手県埋蔵文化財センター） 一般財団法人奥州市文化振興財団（奥州市埋蔵文化財調査センター・めんこい美術館） NPO 法人胆沢文化会館自主事業協会（胆沢郷土資料館） 江刺開発振興株式会社（えさし郷土文化館）</p>

NPO 法人宇宙実践センター（奥州宇宙遊学館）
文化財に関する事業関係団体
鬼剣舞連合保存会 胆江神楽推進協議会 奥州市芸術文化協会 奥州市江刺郷土芸能保存連合会 奥州市江刺鹿踊保存会 奥州市郷土芸能祭実行委員会 胆沢郷土芸能まつり実行委員会 水沢古文書研究会 江刺古文書の会 胆沢古文書研究会 合同会社 AMANE
研究機関
大学等
大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 水沢 VLBI 観測所 独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所
地域
市民・民間団体・地域団体・市民団体
市民 奥州商工会議所 前沢商工会 一般社団法人奥州市観光物産協会 各地区振興会 みずさわ観光サポーターの会 炎がいどくらぶ いさわ散居ガイドの会 奥州市ガイドの会 先人顕彰懇話会 高野長英顕彰会 後藤新平顕彰会 斎藤實顕彰会 後藤寿庵顕彰会 アテルイを顕彰する会 岩谷堂城址顕彰会 牛の博物館ボランティア「キャトルサンク」 水沢「プレアデス」の会 NPO 法人奥州おもしろ学
等

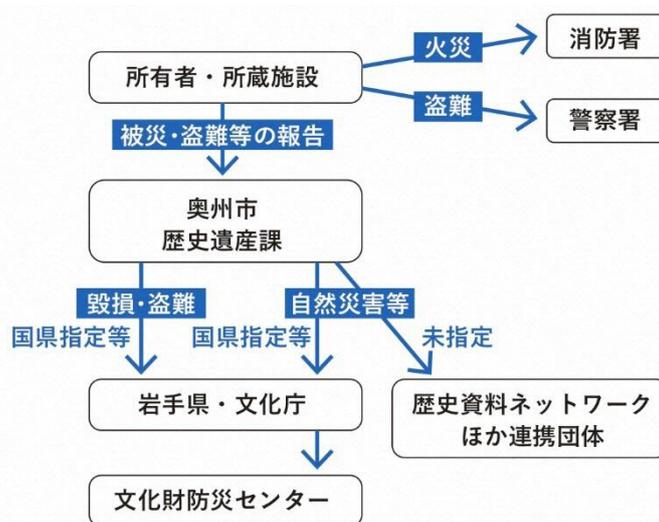
所有者

所有者
 管理者
 無形民俗文化財の保持団体（保存会）

3 文化財の防災・防犯**(1) 文化財の防災・防犯体制**

日常的な防災・防犯については、所有者等が行うこととします。自然災害や火災、盗難など、文化財の保存に影響のある事態が発生した場合には、下記の体制に基づき対応を進めます。大規模災害が発生した場合は、文化財防災センターの支援を岩手県に要請するほか、歴史資料ネットワークなどの外部団体にも支援を要請します。

なお、火災に関しては、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考にしながら体制の構築を進めていきます。



災害等発生時の連絡体制

(2) 文化財被災可能性の確認

奥州市では、災害への備えとして、洪水浸水や土砂災害などに対する危険個所を示すハザードマップを作成しています。指定等文化財について、所在地をハザードマップと重ね合わせることで、それぞれの文化財の所在地に対する災害への危険性を把握することができます。所有者等は事前に災害のリスクを把握し、防災に努める必要があります。

4 文化財保存活用支援団体制度の活用

今後、文化財の保存活用に関する取り組みの状況に応じて、文化財の保存・活用の取り組みを中心的に担う団体を文化財保存活用支援団体として指定することを検討します。

文化財保存活用支援団体とは、法に定められた制度であり、地域の文化財の保存会や NPO 等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けるものです。